

平成18年度政策の実績評価書

評価実施時期：平成19年7月

担当部局名：生産局総務課

【施策名】

国産農畜産物の競争力の強化	政策体系上の位置付け	-
---------------	------------	---

【施策の概要<目指す姿>】

消費者や食品製造業、外食産業などの実需者の多様なニーズに応じた農畜産物を効率的・安定的に生産できる体制を確立する。

【施策に関する目標】

価格競争力を高めるため、低コスト・省力化技術の導入、担い手の育成等に向けた施策を推進することにより、労働費や生産資材費の低減を図る。

我が国の代表的な品目である米、大豆、生乳、肉用牛の生産コスト及び畜産物生産の重要な資材である飼料作物の生産コストについては、2～3割程度低減させる。

目標	米の生産コスト			
	<達成目標>	<18年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
米60kg当たり生産コストを25%低減 (平成27年度：13.0千円/60kg)		16.3千円/60kg	- (集計中7月末予定)	- % (-) (集計中7月末予定)
		(参考) <17年度目標値> 16.7千円/60kg	<実績値> 16.7千円/60kg	<達成状況> 100% (A)

<目標に関する分析結果>

米の生産コストの低減に向け、これまで、担い手を中心とした効率的な生産体制の構築を推進してきたところであり、平成17年度においても、

強い農業づくり交付金^{注1}による、低コスト省力化技術の実証や技術マニュアルの策定、多収量良食味品種の導入等、都道府県の実情に応じた取組の推進、

モデル事業による、生産性の高い地域輪作システムの構築に向けた新品種・新技術の導入の推進

水田農業構造改革対策^{注2}による、地域水田農業ビジョン^{注3}の実現に向けた産地づくりに対する支援等に取り組んできたところである。

この結果、生産コストは、近年順調に低下してきており、平成17年度は、16.7千円と、目標値を達成している。

平成18年度においても、コスト縮減に向け、引き続き上記及びに取り組むとともに、

強い農業づくり交付金による、無人ヘリコプター等の共同利用機械・施設の導入を図り、産地における競争力の強化を推進

カントリーエレベータ(CE)^{注4}施設が導入されている産地において、CE施設を拠点とした担い手育成・品質管理体制の強化等の取組を推進等に取り組んだところである。

これまでの施策より、2ha以上層の作付面積等シェアの増等の生産費の削減に資する傾向が続くと思料され、60kg当たり生産コストについても削減が期待される。

水稲作付面積2ha以上層の作付面積等シェアの推移(単位：%)

年産	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
シェア	42	43	47	48	50	51

資料：農林水産省「農業構造動態調査」

生産コストの低減に関し、これまでの施策が一定の効果を発揮してきたところであるが、更なるコスト縮減のため、CE等の共同乾燥施設の利用率向上により利用料金の低下を促す必要があり、担い手等との連携によるCE利用体制の強化を図ることが重要である。また、水稲直播栽培等の省力・低コスト技術の産地へ導入を加速化するため、栽培管理等の技術の確立を研究機関等と連携しつつ進めるとともに、実証ほの設置・モデル産地の形成を通じて、普及を図ることが重要となる。

<改善・見直しの方向性>

更なるコスト低減のための施策の効果的な実施に向け、今後は、

C E 施設を拠点とした担い手育成等の取組に関する計画の着実な実施と、より効果的な実施に向けた計画の見直し

試験研究機関とも連携したモデル事業において確立した生産性の高い営農技術の普及の推進

政策課題についての認識の共有化を図るための各都道府県に対する各種情報の提供

を図っていくこととする。

目標	大豆の生産コスト			
	<達成目標>	<18年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
大豆60kg当たり生産コストを3割程度低減 (平成27年度：17.2千円/60kg)		21.8千円/60kg	- (集計中9月予定)	- % (-) (集計中9月予定)
	(参考)	<17年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
		22.3千円/60kg	21.9千円/60kg	140% (A)

<目標に関する分析結果>

大豆の生産コストについては、近年は、天候不順や台風等の影響を受け、特に、平成16年産は28.2千円/60kgと、平成15年産の23.3千円/60kgよりコスト高となったものの、平成17年産は21.9千円/60kgとなり目標を達成した(達成率140%、達成ランクA)

生産コストの低減に向け、平成17年産から産地の農協が中心となって組織した産地協議会において、産地強化計画を策定し、この計画に基づき、毎年度、産地自らが取組の実施状況を評価しながら、担い手や生産組織の育成、需要に即した計画的な生産、品質・生産性の向上、需要拡大等の課題解決に向けた取り組みを行い産地改革を推進してきたところである。

これらの取組により、下表のとおり、労働時間の減少、担い手への作業集積や一戸当たりの平均作付規模の拡大の進展がみられ、生産体制の効率化が徐々に進んできており、また、10a 当たり収量が16年産を上回ったことから目標を達成している。

大豆の10a 当たり労働時間の推移 (単位：h/10a)

年産	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
収量	18.0	15.6	15.5	14.9	14.4	13.7	12.5	11.6

資料：農林水産省「工芸作物等の生産費」

大豆の一戸当たり平均作付規模の推移 (単位：a/戸)

年産	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
収量	89	94	94	101	103	106	107	120

資料：農林水産省「工芸作物等の生産費」

このような状況の中、平成18年度においては、

大豆の産地改革の一層の推進による、品目横断的経営安定対策^{注5}の導入に向けた担い手の育成・確保の加速化、新技術の普及推進

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が開発した気象条件・土壌条件に応じた安定生産技術(以下「大豆300A技術」という。)の普及推進のため、全国大豆フォーラムや、生産性の高い地域輪作システムの構築に向けて実施しているモデル事業の実証地区を抱える地方農政局等の管内で開催される現地検討会において周知を図るとともに、大豆300A技術等の新技術の地方農政局等ブロックごとの普及目標と当該目標を達成するための取組内容の設定

等に取り組んだところである。

なお、平成18年度については、主産地の九州における天候不順や台風等の影響から、10a 当たり収量が平成17年産に比べ僅かに低下したものの、これまでの施策より、10a 当たりの労働時間の減少や、一戸当たり作付規模の増加等の生産費の削減に資する傾向が続くと思料され、60kg 当たり生産コストについても削減が期待される。

大豆の10a 当たり収量の推移 (単位：kg/10a)

年産	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
収量	145	173	192	189	180	153	119	168	163

資料：農林水産省「農業構造動態調査」

品目横断的経営安定対策の導入により、担い手への生産の集積が求められている中で、規模拡大に応じた経

営の合理化や効率化、安定した収入を確保するため 10a 当たり収量や品質の向上がますます重要となる。このような状況の中で、大豆の単収の向上やコスト低減を図るため、基本技術の励行のみならず、大豆 300A 技術等の新技術について、関係者の適切な役割分担の下、普及推進を図ることが重要である。

<改善・見直しの方向性>

更なる、コスト低減のための施策の効果的な実施に向け、今後は、
 平成 18 年度末に地方農政局ブロック別に設定した大豆 300A 技術等の新技術の普及目標の達成に向けた地方農政局、都府県、産地の各段階における取組みの着実な実施
 平成 19 年度に予算措置する担い手経営革新促進事業^{注6}による担い手を対象とした規模拡大等に向けた経営革新の取組に対する支援や、生産性の高い高生産地域輪作システムの普及
 政策課題についての認識の共有化を図るための都道府県に対する各種情報の提供
 を図っていくこととする。

目標	生乳生産コスト			
	<達成目標>	<18年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	生乳100kg当たり労働費を2割程度低減 (平成27年：1,689円/100kg)	2,005円/100kg	1,951円/100kg	151% (A)

<目標に関する分析結果>

生乳生産コストについては、
 飼養規模や飼養管理方式(フリーストール^{注7}(フリーバーン^{注8})・ミルクパーラー^{注9}方式、スタンション^{注10}方式)に応じた自動給餌機や搾乳ロボット^{注11}、搾乳ユニット自動搬送装置^{注12}等の新しい飼養管理方式の普及・推進
 地域の自然条件を活かした放牧方式の導入の推進
 法人化の推進
 牛群検定^{注13}情報の活用による生産性向上や乳牛の能力向上の推進
 コントラクター^{注14}の活用の推進
 等に取り組んだことにより、労働生産性の向上に伴って、100kg 当たり労働費が減少したものとする。

<改善・見直しの方向性>

生産段階において、より一層のコスト低減を推進するため、引き続き地域の自然条件を活かした放牧方式の導入、法人化、牛群検定情報の活用による乳牛の能力向上、コントラクター(作業請負業者)の活用を推進するとともに、搾乳、飼料給餌、監視作業等に各種ロボットを組み合わせて活用することによって、より省力的な経営管理システムの実証・確立を重点的に普及・推進していくこととする。

目標	肉用牛生産コスト			
	<達成目標>	<18年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	生体100kgあたり労働費を2割程度低減 (平成27年：9,394円/100kg)	11,155円/100kg	10,708円/100kg	176% (A)

<目標に関する分析結果>

肉用牛生産コストについては、
 規模拡大や法人化
 繁殖部門の導入による一貫経営への移行に伴う効率的な肥育生産^{注15}
 早期出荷による肥育期間の短縮^{注16}
 混合飼料(TMR^{注17})給与方式の導入、自動給餌機の導入等による効率的な飼養管理
 コントラクター等の利用
 等を推進したことにより、労働生産性の向上に伴って、100kg 当たり労働費が減少傾向で推移したものとする。

<改善・見直しの方向性>

生産段階におけるコスト低減や省力化の推進等による経営体質の強化を図るため、引き続き、規模拡大や法人化の推進、一貫経営への移行等による肥育もと牛の安定的確保と効率的な肥育生産による肥育期間の短縮、ヘルパーやコントラクター等のサービス事業者の活用等を推進していくこととする。

目標	飼料作物生産コスト			
	<達成目標>	<18年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	1 TDNkg ^{注18} 当たり生産費用 ^{注19} を3割程度低減 (平成27年：33円/TDNkg)	43.8円/TDNkg	45.5円/TDNkg	53% (B)

<目標に関する分析結果>

飼料作物生産費用の低減には単収の向上、作業効率の向上を図ることが重要であるが、単収については天候の影響を受けやすく、本年は融雪の遅れや春先に低温が続いたこと及び、近年、草地の経年化に伴う生産性の低下がみられること等により飼料作物の単収が伸び悩みの傾向で推移していることが目標に及ばなかった一因と考えられる。

しかしながら、

放牧の取組による低廉な飼料利用が増加していること

生産組織（コントラクター）の育成及び活用によるスケールメリットを活かした作業効率の向上及び資材購入口ットの拡大等による費用の低減が図られた等、天候不順の影響があったものの、作業効率の向上等が図られたことにより生産費用値の低減に一定の事業効果があったと考えられる。

今後は、目標の達成に向けて、単収の向上、作業効率の向上等を図る取組を一層推進するため、これまでの取組に加えて、地域の創意工夫を活かした飼料生産の振興や、栄養価の高い飼料作物への転換を推進することが重要である。

<改善・見直しの方向性>

食料自給率の向上、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立等を図るためにも、自給飼料生産基盤に立脚した畜産物生産構造への転換が求められている。

飼料作物生産費用値の低減のためには、単収の向上作業効率の向上等を図ることが必要であるが、単収は天候の影響を受けやすいことを踏まえると、目標達成のためには取組を一層推進する必要がある。

このため、新たに

地域の創意工夫を活かした飼料生産の振興に直接つながる取組に対する支援や取組面積当たりの助成による水田への飼料作物作付拡大

草地更新に併せた栄養収量の高いトウモロコシの作付拡大

を推進するとともに、引き続き、

牧草地の不陸均し及び播種床造成を一体的に行うことによる、生産性が高く、作業効率にも優れた牧草地への転換

飼料作物生産農家への農地の集積・団地化による飼料基盤の拡大・作業の効率化、

優良品種の導入による生産性の向上

生産組織（コントラクター）による効率的な自給飼料の生産

水田や遊休農地等における放牧利用の拡大

耕畜連携の強化による水田における飼料作物の作付拡大や国産稲わらの飼料利用の拡大

等、面積・単収の両面からの取組を一層推進し、自給飼料の生産コストの引き下げを図る。

実需者の意向を踏まえた品質の改善を進める。

麦については、実需者が望む品質に応じた生産が十分に行われていないことから、良品質の新品種への作付け転換を推進することにより、品質の改善を図る。

目標	麦の新品種作付シェア				
		<達成目標>	<18年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
	加工適性が高い等良品質な麦の新品種の作付面積のシェア（都府県）	（平成22年度：30.0%）	18.1%	18.4%	105%（A）

<目標に関する分析結果>

麦の新品種作付シェアについては、

実需者ニーズに即した新品種の育成・普及を図るため、全国8ブロックの地域段階において、実需者、生産者、試験研究機関、行政機関を構成員としたブロック協議会を開催し、新品種の評価活動を通じて新品種の普及を推進

全国で約300の産地において、農協等の生産者団体が主体となって産地協議会を組織し、地域の実需に即した目標や課題解決のための具体策を明確化した「産地強化計画」を策定し、品質や収量性の優れた新品種の導入に向けた取組を実施

したこと等により、新品種の普及が進んだものとする。

<改善・見直しの方向性>

麦については、実需者の需要に即した生産が求められる中で、今後更に新品種の導入を推進していくためには、試験栽培の段階から実需者と産地が連携して加工適正評価等を積み重ね、栽培適地の見極めや品種特性に応じたきめ細かな栽培方法を確立しながら、実需者の理解を得て計画的な品種転換に努めることが重要である。

このため、今後とも、

ブロック協議会における新品種の評価活動等を通じ、実需者と連携した計画的な新品種の導入に向けた取組の実施

各産地協議会において、策定した産地強化計画についての評価・見直し

政策課題についての認識の共有化を図るため、地方農政局等ごとにブロック会議を開催し、各都道府県に

対する情報の提供

等により、引き続き新品種の導入を推進する施策を効果的に実施していくこととしている。

需給事情を踏まえた加工用、業務用^{注20}等の用途について、国産農畜産物の供給量の増加を図る。

野菜については、近年、輸入野菜が増加傾向にある中、輸入品に対抗するため、加工向け国内産野菜の出荷数量を向上させる。

目標	指定野菜 ^{注21} (ばれいしょを除く)の加工向け野菜の出荷数量			
	<達成目標>	<18年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
指定野菜の加工向け出荷数量 (各年度：前年を超えること)		前年を超えること	- (集計中8月末予定)	- % (-) (集計中8月末予定)
	(参考)	<17年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
		前年を超えること	659,400t	101% (A)

<目標に関する分析結果>

指定野菜の加工向け出荷数量は、近年減少傾向にある。

これは、平成13年度から16年度にかけて野菜の生産、流通両面にわたる構造改革対策^{注22}を実施したが、国内産地が家計消費野菜の生産に主眼をおき、年間を通じた安定供給や、実需者の求める品質の均一性などの対応が遅れたためであり、この間隙をぬって加工・業務用野菜において輸入品が増加していることが考えられる。

平成17年度の加工向け野菜の出荷数量について、前年と比較したところ、対前年比101%と近年の減少傾向に歯止めをかけることができた。

調査結果の判明している平成18年度のトマト、きゅうり、なす、ピーマン4品目の加工向け野菜の出荷数量は、対前年比104%と増加させることができた。

平成18年度においては、各ブロックにおいて地域における加工・業務用野菜の推進のための課題検討会や加工・業務用野菜産地と実需者との交流会事業を実施し取引機会を創出するとともに、加工・業務用に求められる品質や栽培管理のポイントなどの加工向け野菜生産に必要な情報の提供により、産地の加工・業務用野菜生産に対する理解が進むなど一定の成果が得られた。しかしながら、品質や栽培管理における知識提供はできたものの契約取引を進めるにあたり、具体的な取引手順等を把握し生産現場で実践できる人材が不足している状況にある。一方、品目によっては端境期における国産野菜の供給が不安定なこと等から輸入野菜にシェアを奪われているものがあり、このような点についても対処する必要がある。

このため、契約取引の推進に必要な知見を有する人材の育成や端境期における国産野菜の安定供給体制の確立が加工向け出荷数量を拡大する上で重要である。

<改善・見直しの方向性>

国産野菜のシェアを拡大し、安定供給体制を確立していくため、

端境期を中心とした国産野菜の供給不安定要因解消のための既存産地の出荷時期の拡大や新規産地育成に向けた課題解決策の検討及び生産現場での栽培実証

生産から販売まで一貫して対応出来るなど、契約取引の推進に必要な知識を有する産地側の人材の育成を行っていくこととする。

我が国の優れた農林水産物を知的財産^{注23}と捉え、その権利化と積極的な保護・活用を推進する。

植物新品種については、審査期間の短縮により、育成者権^{注24}の保護・活用を図る。

目標	植物新品種の品種登録に係る平均審査期間			
	<達成目標>	<18年度目標値>	<実績値>	<達成状況>
植物新品種の品種登録に係る平均審査期間 (平成20年度：2.5年)		3.4年	2.9年	117%(A)

<目標に関する分析結果>

植物新品種の品種登録に係る平均審査期間の短縮に向け、これまで、効率的な審査体制の構築を推進してきたところである。平成18年度においても、

農林水産省における審査官の増員(1名)

目標の達成に必要な現地調査旅費の確保

出願書類の簡素化

栽培試験を実施する独立行政法人種苗管理センターにおける施設の整備

等に取り組んできたところであり、平均審査期間の目標値3.4年に対して2.9年と、目標を達成したところである。

しかしながら、今後、農業者等の新品種の開発者への品種保護制度のメリットの浸透を通じて平成22年度に出願件数が2,000件に達すると見込んでおり、増加する出願件数に対応可能な体制を整えるため、審査体制

の強化、海外との審査協力の拡大等の施策を講じることが重要である。

出願件数の推移

(単位：件)

12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
942	1,157	1,002	1,280	1,337	1,385	1,290				

<改善・見直しの方向性>

平均審査期間を短縮するため、
 現地調査旅費の必要額の確保
 審査官の必要人員の確保
 独立行政法人種苗管理センターにおける栽培試験の実施体制の強化
 審査・登録事務の効率的な処理に資するシステムの開発
 海外との審査協力の拡大
 を行うこととする。

【施策に関する評価結果】

国産農畜産物の競争力の強化を図るためには、生産段階におけるコスト低減を推進するとともに、消費者・実需者のニーズに的確に対応した、新鮮で高品質かつ安全な国産農畜産物を安定的に供給できる生産体制を構築することが重要である。

このような中、生産コスト低減では、米、大豆については、おおむね目標の達成が見込まれ、生乳、肉用牛については目標を達成し、飼料作物については、目標値を達成するに至らなかった。今後、より一層のコスト削減を図るため、規模拡大による効率化、生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及、農業生産資材費（肥料、農薬、農業機械等）を低減させる低廉な生産資材の普及等を推進する必要がある。

実需者のニーズへの対応では、麦の新品種作付けシェアについては、目標を達した。需要に応じた生産を推進するため、引き続き、麦種、用途ごとの計画的な生産に取り組んでいく必要がある。指定野菜の加工向け出荷数量については、現時点で入手可能な指定野菜4品目のデータでは、前年の実績を上回る実績となっており、近年の減少傾向に歯止めがかかりつつあると見込まれる。今後、端境期を中心とした国産野菜の供給不安定要因の解消や産地側の契約取引に取り組むことができる人材育成等を通じて産地における加工・業務用向けの供給体制を強化していく必要がある。なお、平成19年度より野菜の品目別政策が見直されたこととともない、食料・農業・農村基本計画の生産努力目標の達成に向けた目標に改めることとする。

植物新品種の審査期間の短縮については、目標を達成した。今後、増加傾向にある出願件数に対応できる体制を整える必要がある。

【施政方針演説等内閣の重要方針及び食料・農業・農村基本計画における位置づけ】

関係する施政方針演説等	年月日	記事事項(抜粋)
食料・農業・農村基本計画 注2.5	H17.3.25	第1の1の(2) 多様化・高度化する消費者・実需者ニーズへの対応 第2の4の(2) 生産努力目標 第3の2の(5)のイ 農業と食品産業との連携の促進 2の(6)のウ 農業生産資材の生産・流通及び利用の合理化
21世紀新農政2006	H18.4.4	の4の(1)

【政策評価会委員の意見】

--

1 データ、資料等

目標	米の生産コストを 25 %低減 (平成 27 年度)
目標	大豆の生産コストを 3 割程度低減 (平成 27 年度)
目標	生乳 100kg 当たり労働費を 2 割程度低減 (平成 27 年度)
目標	肉用牛生体 100kg 当たり労働費を 2 割程度低減 (平成 27 年度)
目標	飼料作物生産コストを 3 割程度低減 (平成 27 年度)

<目標設定の考え方>

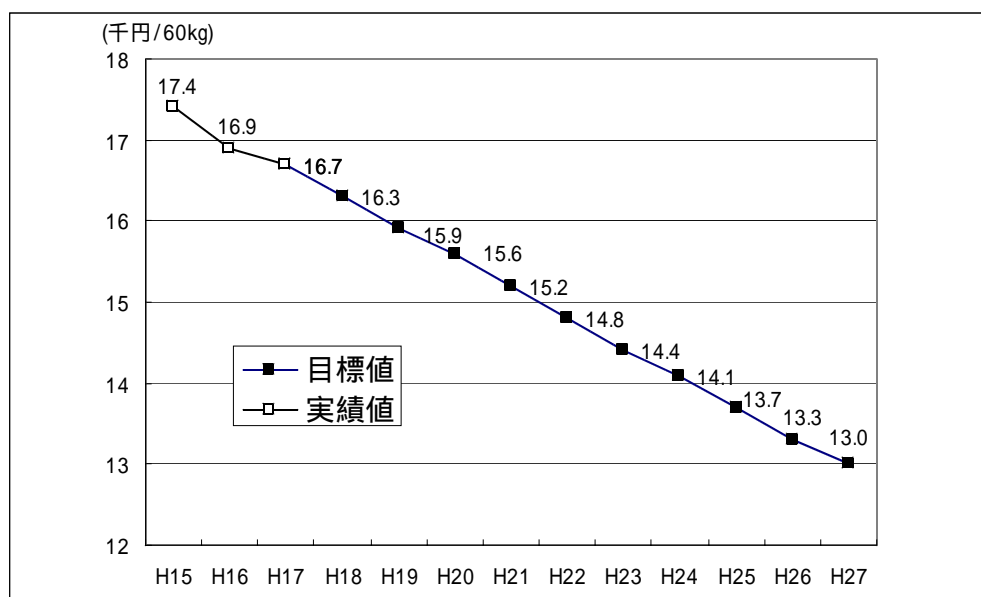
生産コストの低減については、食料・農業・農村基本計画^{注26}の目標年次である平成 27 年度に向けて、我が国の代表的な品目である米、大豆、生乳、肉用牛の生産コスト及び畜産物生産の重要な資材である飼料作物の生産コストについて 2～3 割程度低減させることを目標値として設定する。

具体的には、米の生産コストについては、「農業経営の展望^{注26}」において、水田作における効率的かつ安定的な農業経営の姿として、生産コストは、現況の約 6～8 割の水準になると見込むとともに、「農業構造の展望^{注26}」において、このような農業経営が経営耕地面積に占めるシェアは、約 7～9 割に拡大することを見込んでいることから、これらを合成し、生産コスト 25%低減を目標値として設定する。その他については、基本計画の生産努力目標を目標値として設定する。

ただし、生乳、肉用牛生産コストのうち、飼料費は飼料穀物の国際相場、為替レート等により大きく変動する費目であり、その影響を排除するため、飼料費の次に大きな費目である労働費を目標値として設定する。

目標	米の生産コストを 25 %低減 (平成 27 年度)
----	----------------------------

<目標値と実績値の推移>



(把握の方法) 農林水産省「米及び麦類の生産費」により達成状況を把握する

<目標達成状況の判定方法>

農林水産省政策評価基本計画第 5 の 1 の (3) の力の に示すとおり。

(達成率の計算方法)

$$\text{達成率}(\%) = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) \div (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$$

(17 年度の達成率)

$$100\% = (16.7 - 17.4) / (16.7 - 17.4) \times 100$$

【参考データ】

1 米の生産量

(単位：万トン)

12 年産	13 年産	14 年産	15 年産	16 年産	17 年産	18 年産	19 年産	20 年産
947	905	888	778	872	906	856 (概算値)		

資料：農林水産省「作物統計」

2 米の単収

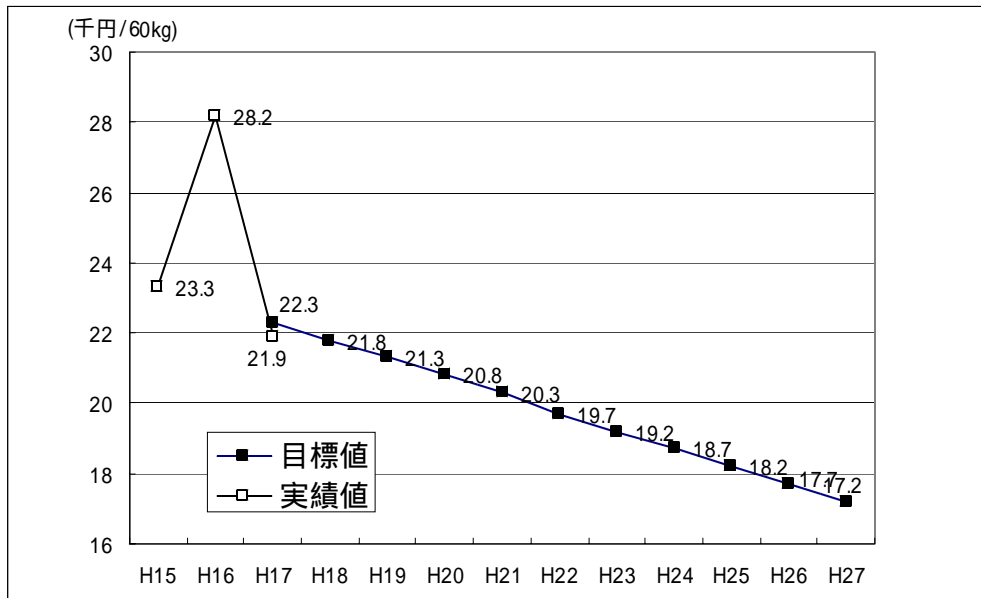
(単位：kg/10a)

12年産	13年産	14年産	15年産	16年産	17年産	18年産	19年産	20年産
537	532	527	469	514	532	507 (概算値)		

資料：農林水産省「作物統計」

目標 大豆の生産コストを3割程度低減(平成27年度)

< 目標値と実績値の推移 >



(把握の方法) 農林水産省「工芸作物等の生産費」により達成状況を把握する

< 目標達成状況の判定方法 >

農林水産省政策評価基本計画第5の1の(3)の力の に示すとおり。

(達成率の計算方法)

$$\text{達成率}(\%) = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) \div (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$$

(17年度の達成率)

$$140\% = (21.9 - 23.3) \div (22.3 - 23.3) \times 100$$

【参考データ】

1 大豆の生産量

(単位：万トン)

12年産	13年産	14年産	15年産	16年産	17年産	18年産	19年産	20年産
23.5	27.1	27.0	23.2	16.3	22.5	23.1		

資料：農林水産省「作物統計」

2 大豆の単収

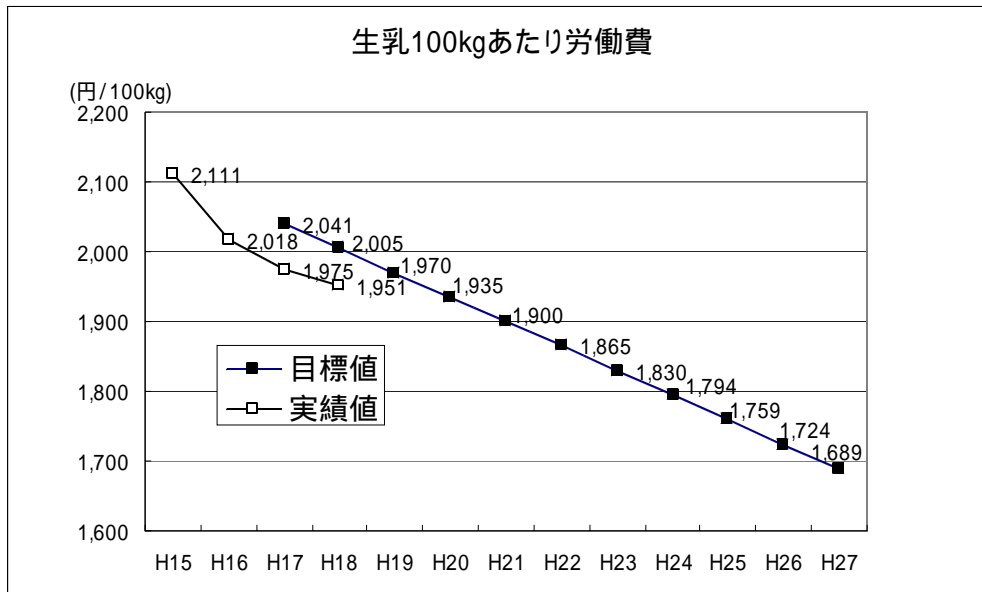
(単位：kg/10a)

12年産	13年産	14年産	15年産	16年産	17年産	18年産	19年産	20年産
192	189	180	153	119	168	163		

資料：農林水産省「作物統計」

目標 生乳 100kg 当たり労働費を 2 割程度低減（平成 27 年度）

< 目標値と実績値の推移 >



（把握の方法）農林水産省「畜産物生産費」により達成状況を把握する

< 目標達成状況の判定方法 >

農林水産省政策評価基本計画第 5 の 1 の (3) の力の に示すとおり。

（達成率の計算方法）

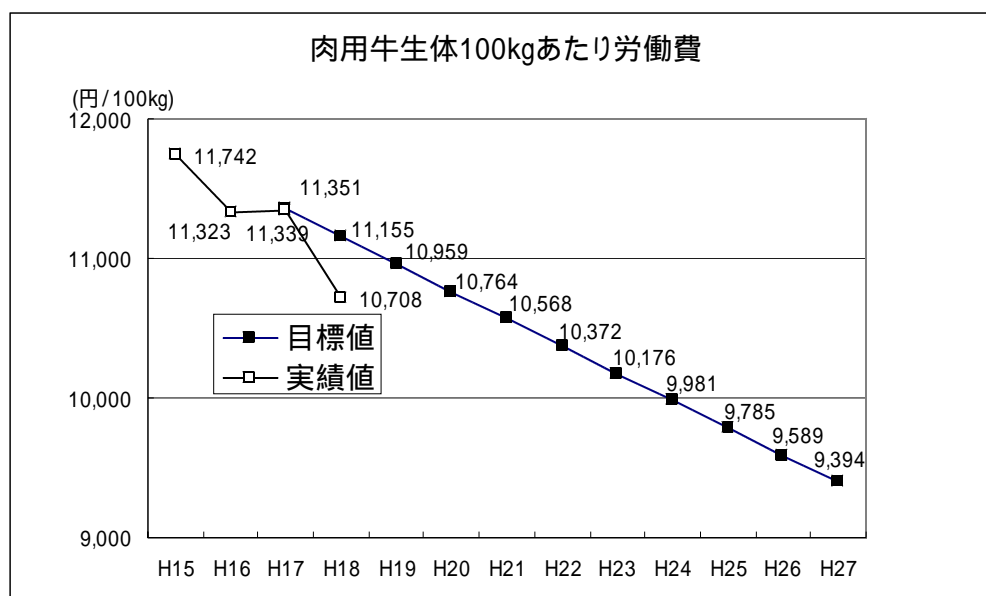
$$\text{達成率}(\%) = (\text{当該年実績値} - \text{基準値}) \div (\text{当該年目標値} - \text{基準値}) \times 100$$

（本年度の達成率）

$$151\% = (1,951 - 2,111) \div (2,005 - 2,111) \times 100$$

目標 肉用牛生体 100kg 当たり労働費を 2 割程度低減（平成 27 年度）

< 目標値と実績値の推移 >



（把握の方法）農林水産省「畜産物生産費」により達成状況を把握する

< 目標達成状況の判定方法 >

農林水産省政策評価基本計画第 5 の 1 の (3) の力の に示すとおり。

（達成率の計算方法）

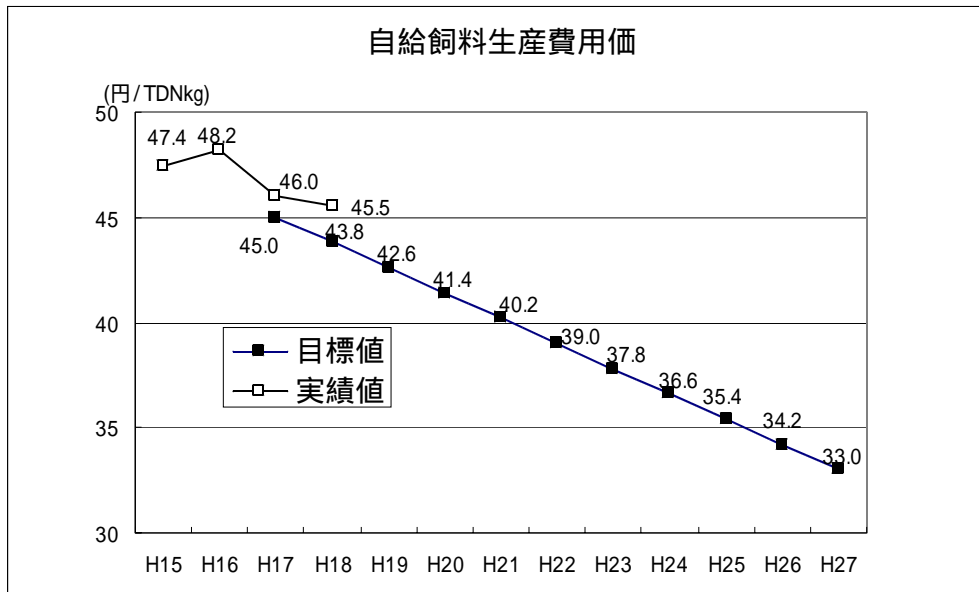
$$\text{達成率}(\%) = (\text{当該年実績値} - \text{基準値}) \div (\text{当該年目標値} - \text{基準値}) \times 100$$

（本年度の達成率）

$$176\% = (10,708 - 11,742) \div (11,155 - 11,742) \times 100$$

目標 飼料作物生産コストを3割程度低減（平成27年度）

< 目標値と実績値の推移 >



（把握の方法）農林水産省「畜産物生産費」により達成状況を把握する

< 目標達成状況の判定方法 >

農林水産省政策評価基本計画第5の1の(3)の力の に示すとおり。

（達成率の計算方法）

$$\text{達成率}(\%) = (\text{当該年実績値} - \text{基準値}) \div (\text{当該年目標値} - \text{基準値}) \times 100$$

（本年度の達成率）

$$53\% = (45.5 - 47.4) \div (43.8 - 47.4) \times 100$$

目標 都府県の麦の新品種の作付面積のシェアを30%（平成22年度）

< 目標設定の考え方 >

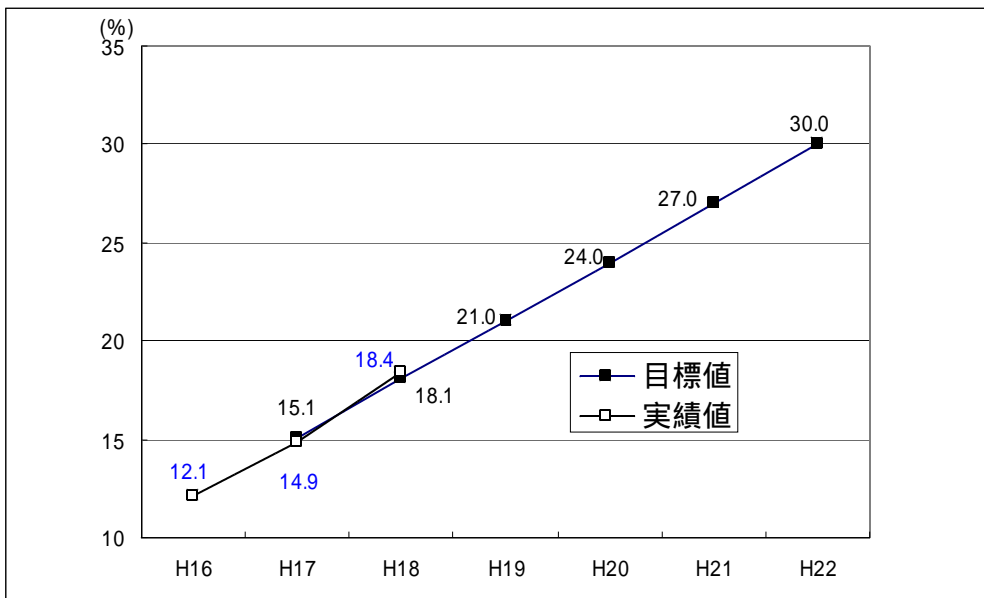
麦については、平成22年度を目標年次とする前基本計画の生産努力目標に近い水準まで生産量は拡大してきたところであるが、品質の向上については、平成11年度から「麦新品種緊急開発プロジェクト」を立ち上げ、新品種の開発・普及を推進しているものの、加工適性の高い新品種への作付転換が十分進んでいないこと等から、依然として不十分な状況にある。

このため、新たな基本計画において、加工適性の高い品種の普及の加速化や産地単位での品質管理強化等による品質の向上等を農業者その他の関係者が積極的に取り組むべき課題として位置付けていることから、新品種の作付面積のシェアを目標値として設定する。

目標値の設定に当たっては、都府県において新品種への作付転換が遅れていることから、当面（平成22年度に向けて）都府県について目標値を設定する。具体的には、基本計画における目標値の設定に当たり、平成27年度に向けて見込んだ新品種の作付面積シェア（都府県で45%）をもとに、毎年一定のペースで増加させることとして、平成22年度の目標値（30%）を設定する。

基本計画で見込んだ新品種の作付面積シェアは、各地域における実需者、産地の意向、今後の推進方針等を踏まえて算出。

< 目標値と実績値の推移 >



(把握の方法) 都府県を通じた調査で達成状況を把握する

< 目標達成状況の判定方法 >

農林水産省政策評価基本計画第5の1の(3)の力の に示すとおり。

(達成率の計算方法)

$$\text{達成率(\%)} = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) \div (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$$

(本年度の達成率)

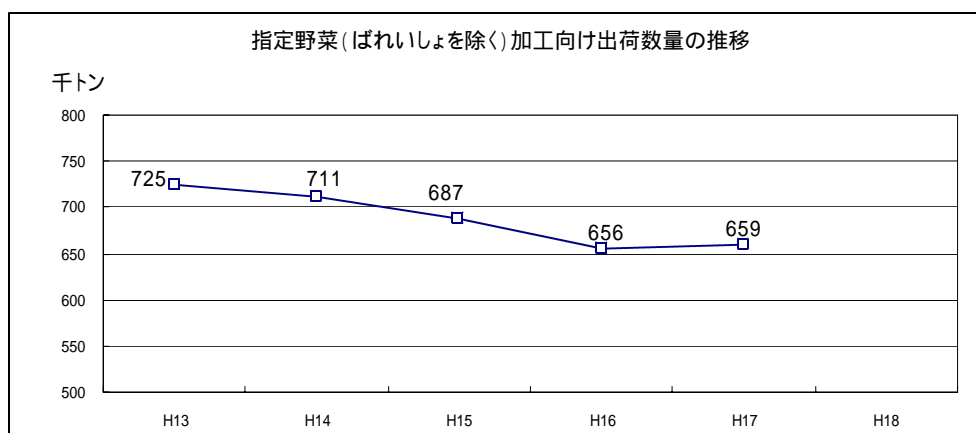
$$105\% = (18.4 - 12.1) / (18.1 - 12.1) \times 100$$

目標 指定野菜(ばれいしょを除く)の加工向け出荷数量が対前年 100%を超えていること

< 目標設定の考え方 >

野菜については、基本計画において生産努力目標の達成に向けて、「消費者や実需者等の視点にたった加工・業務用需要への対応やより新鮮、安心で高品質な野菜の供給等に向けた取組」に積極的に取り組むこととしている。近年、加工向け国産野菜の出荷数量が減少傾向にあることから、この傾向に歯止めをかけ、大口需要者である食品加工業者等への出荷数量を向上させることを目標とし、「加工向け出荷数量が前年よりも増加すること」を具体的な目標として設定する。

< 目標値と実績値の推移 >



資料：大臣官房統計部「野菜生産出荷統計」

平成18年産指定野菜(ばれいしょを除く)加工向け出荷数量は8月下旬確定。

(把握の方法) 農林水産省「野菜生産出荷統計」により達成状況を把握する

< 目標達成状況の判定方法 >

当該年度の加工向け出荷数量の対前年割合。達成ランクについては、前年の加工向け出荷数量を超えた場合はA、下回った場合はCとする。

(達成率の計算方法)

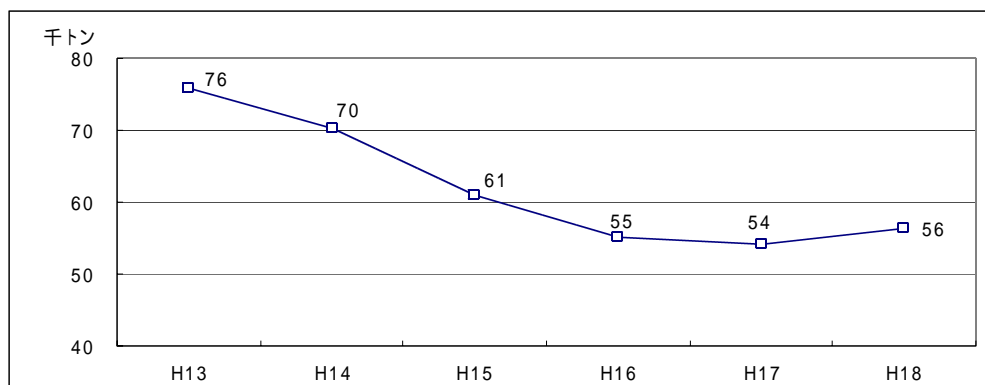
$$\text{達成率}(\%) = (\text{当該年度実績値}) / (\text{前年度実績値}) \times 100$$

(17年度の達成率)

$$101\% = 659,400 / 655,987 \times 100$$

【参考データ】

1 トマト、きゅうり、なす、ピーマンの4品目の加工向け出荷数量の推移



2 用途別需要における指定野菜(ばれいしょを除く)の輸入割合の動向

(単位: %)

用途	平成2年	平成12年	平成17年
家計消費需要	0.5	2	2
加工・業務用需要	1.2	2.6	3.2

資料: 「野菜政策に関する研究会^{注27}」報告書

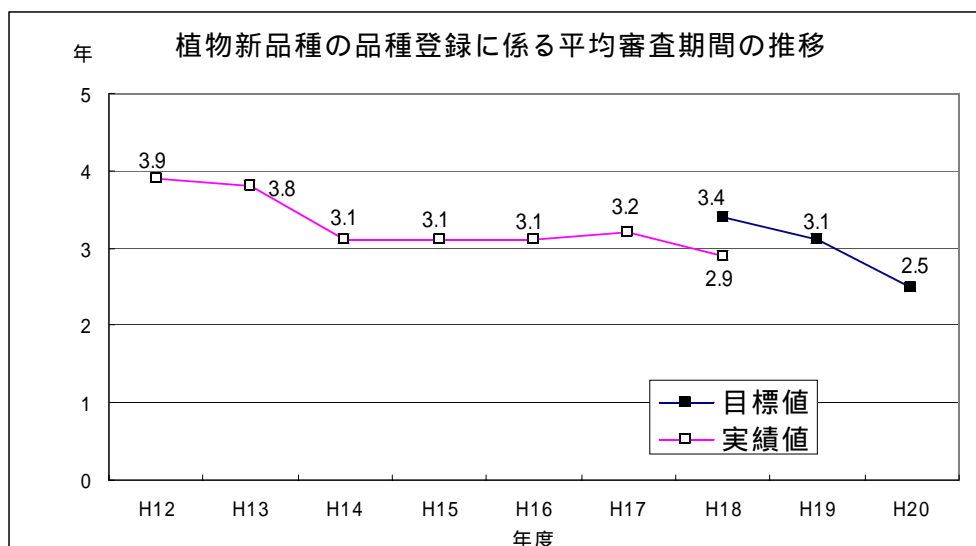
目標 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間を2.5年に短縮(平成20年度)

< 目標設定の考え方 >

種苗は、農林水産業の基礎をなすものであり、優秀な特性をもった新品種が開発されることは、生産・消費の両面で重要な意義を持つ。このため、品種登録にかかる出願から登録までの処理期間を短縮することにより、植物新品種の保護の強化^{注28}と活用の促進を図る。

種苗法に基づく品種登録出願件数は毎年増加しているため、これに対応しうる、審査体制の整備等を総合的に進めるなどして、平均審査期間を平成20年度までに世界最短水準の2.5年にすることを目標として設定する。

< 目標値と実績値の推移 >



注 平成 18 年度の目標が 3.4 年となっている理由

平成 15 年以降、出願件数の増加に対し、栽培試験、現地調査、審査が追いつかず、審査期間が延びると想定したため。

(把握の方法) 農林水産省生産局調べにより達成状況を把握する

< 目標達成状況の判定方法 >

当該年度の目標を達成した場合は A、下回った場合は C とする。

(達成率の計算方法)

達成率 (%) = (平成 18 年度目標値) / (平成 18 年度実績値) × 100

(本年度の達成率)

117% = 3.4 / 2.9 × 100

2 用語解説

注1 強い農業づくり交付金

生産・経営から流通までの総合的な「強い農業づくり」を支援するため、農畜物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手への農地利用集積の促進、食品流通の効率化・合理化等、地域における川上から川下までの対策を総合的に推進するため、平成 17 年度に創設された交付金。

注2 水田農業構造改革対策

米政策改革大綱¹に基づき、水田の利活用の促進と多面的機能の発揮等を図り、「米づくりの本来あるべき姿」²の実現を目指すことを目的として実施されている対策。

1 米政策改革大綱

水田農業経営の安定と発展を図ることを目的に平成 14 年に決定された大綱。米づくりの本来あるべき姿とそれに至る手順、期間、需給調整や流通制度の改革の方向などが示された。

2 米づくりの本来あるべき姿

効率的かつ安定的な経営体が、市場を通して需要動向を鋭敏に感じ取り、売れる米づくりを行うことを基本として、多様な消費者ニーズを起点とし、需要ごとに求められる価格条件等を満たしながら、安定的供給が行われる消費者重視・市場重視の米づくりが行われること。

注3 地域水田農業ビジョン

米政策改革大綱で示された改革の方向を実現するため、各地域において、今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向をとりまとめた計画。

注4 カントリーエレベーター

カントリーエレベーターとは「大規模乾燥調整貯蔵施設」と言い、穀物を共同で乾燥・調整し貯蔵する大規模施設のこと。

注5 品目横断的経営安定対策

農業従事者の急速な減少や高齢化など農業の生産構造が急速に変化している等の情勢を踏まえ、今後の日本の農業を背負って立つことができるような意欲と能力のある担い手を中心とする農業構造を確立するため、これまでのような全ての農業者を一律的に対象として、個々の品目ごとに講じてきた施策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図るために、平成 19 年産から実施される施策。

注6 担い手経営革新促進事業

担い手委の経営革新を促進するため、品目横断的経営安定対策の対象者のうち、更なる経営発展を目指す意欲的な担い手に、品目横断的経営安定対策による支援に加え、規模拡大等に向けた経営革新のための取組に対する支援を行う政策。平成 19 年産から実施。

注7 フリーストール

放し飼い式牛舎で、列状に配置した牛床（ストール）に牛が自由に横臥できる方式をいう。牛が

自由に行動できるため、牛にストレスを与えず、また省力化の効果が大きい。

注8 フリーバーン

放し飼い式牛舎で、全面に敷料をおき、どこでも牛が横臥できる方式をいう。牛にストレスを与えないが、適切な敷料管理とふん尿処理が要求される。

注9 ミルキングパーラー

放し飼い方式で飼養される乳牛を搾乳するための部屋のこと。牛をパーラーに移動させて搾乳を行うため、省力化の効果が大きい。

注10 スタンション

牛の首の部分をはさんでつないでおく器具のこと。主に繋ぎ飼い牛舎で使用されるが、放し飼い方式牛舎の給餌柵などにも使用されている。繋ぎ飼い牛舎で使用された場合、個体別給餌、発情や異常の発見しやすさ、他の個体同士との競合や闘争の防止など、個体管理には多くの利点がある一方、多頭飼養には向かない。

注11 搾乳ロボット

人に代わり自動的に搾乳する機械のこと。具体的には、穀類などの飼料により牛を枠内に誘導し、牛が枠内に入ると乳頭をセンサーで検出し、搾乳のためのカップを装着して搾乳する。搾乳が終了するとカップを自動的に離脱させて、牛を退出させる。牛はいつでも好むときに自らロボットに入ることができ、ストレスを与えず乳量も増える。

注12 搾乳ユニット自動搬送装置

繋ぎ飼い牛舎内で頭上に設置されたレールを用い、搾乳ユニットを乳牛の近くまで自動的に搬送する装置。これにより、搾乳ユニットを持ち運ぶ労働が軽減される。

注13 牛群検定

農家が飼養している乳用牛の状況を客観的に数字で把握し、飼養管理改善や牛群改良に役立てるシステムのこと。具体的には、乳量、乳成分、体細胞数等のデータを個体毎に記録し、これらを集計・分析することにより、能力の高い雌牛の選抜を推進するもの。農家の牛群は乳用牛改良の基盤であり、収集されたデータは「検定成績表」として農家にフィードバックされ、能力に応じた雌牛の選抜的利用、飼料給与の改善、搾乳衛生管理、繁殖管理、遺伝的改良といった経営改善に役立っている。

注14 コントラクター

農家の労働力等を補うため、畜産農家等から、飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織。営農集団や農協のほか、民間企業等によるものがある。

注15 繁殖部門の導入による一貫経営への移行に伴う効率的な肥育生産

繁殖段階において、市場での評価を高めるために、過度に脂肪が蓄積した子牛が生産され、これを購入した肥育経営において、肥育開始前に余分な脂肪を落とすいわゆる飼育直しが行われることがあるが、これは、肥育効率の低下、ひいては生産コストの上昇につながる。このため、肥育経営が繁殖部門を導入し、一貫経営へ移行することにより、自ら子牛の生産、育成を行うことで、飼育直しの必要がなくなり効率的な肥育が可能となる。

注16 早期出荷による肥育期間の短縮

肉質の向上を重視するあまり、最大の収益を確保し得る最適な肥育期間を超えて飼養が長期化することがあるが、これは、肥育効率の低下、ひいては生産コストの上昇につながる。このため、適正な発育段階にある子牛の導入による肥育開始月齢の早期化、個体の能力に応じた収益効率の高い月齢での早期出荷を促進することにより、効率的な肥育が可能となる。

注17 TMR

Total Mixed Ration (完全混合飼料) の略。粗飼料や濃厚飼料を混合し、牛が必要としている全ての栄養素をバランス良く含んだ飼料。栄養的に均一で選び食いができないという特長がある。

注18 T D N

T o t a l D i g e s t i b l e N u t r i e n t s (可消化養分総量) の略。飼料の含有する栄養価を示す単位で、家畜が消化し、エネルギーとして利用できる養分の総量を示すもの。「T D N k g」とは、k g 単位で現したものの。

注19 費用価

生産過程において発生した費用の合計。飼料作物については、その生産過程（は種から収穫調整まで）において発生した費用、すなわち、材料費（種子、肥料、その他の材料）固定財費（建物、農機具）等を合計したもの。

注20 加工用、業務用

消費に仕向けられる野菜については、小売店から直接消費者が購入する「家計消費用」のほか、食材として外食・中食産業が購入する「業務用」、加工用に食品加工業者が購入する「加工用」に用途が大別される。

注21 指定野菜

消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの。現在 14 種類が指定されている（キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう）。

注22 野菜の生産、流通両面にわたる構造改革対策

平成 13 年度から 16 年度にかけて、生産・流通コスト等の低減に取り組む「低コスト化」、実需者ニーズに応えた契約取引に取り組む「契約取引の推進」、有機栽培等高付加価値な生産に取り組む「高付加価値化」という国が示した 3 つの戦略モデルを参考に各産地が取り組む産地改革を支援。

注23 知的財産

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発明又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

注24 育成者権

品種登録された植物を独占的に利用できる権利。種苗法によって保護される知的財産権の 1 つ。なお、ここでいう「利用」とは、下記のとおりである。

- ・ 種苗の生産、調整、譲渡の申出、譲渡、輸出、輸入、及びこれらの行為をする目的をもって保管する行為。
- ・ 収穫物・加工品の生産、譲渡の申出、貸渡しの申出、譲渡、貸渡し、輸出、輸入、及びこれらの行為をする目的をもって保管する行為。

注25 食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法 に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画。

食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を内容とする。

食料・農業・農村基本法

国家社会における食料・農業・農村の位置付けを明確にするとともに、新たな基本理念の下に講ずべき施策の基本方向を明らかにする法律として、農業基本法に代わって、平成 11 年 7 月に制定された。

注26 「農業経営の展望」及び「農業構造の展望」

食料・農業・農村基本法第 21 条に定められている望ましい農業構造の具体的な姿を例示的に示したもの。

注27 野菜政策に関する研究会

野菜農業を取り巻く現状や問題点を総合的に検証することにより、共通認識を醸成し、野菜政策に関する基本的な時点及び今後の野菜政策における具体的な対応方向を提示するために設置した有識者からなる研究会。

注28 植物新品種の保護の強化

育成者権は品種登録により発生する。これにより、育成者権者は、その登録品種を独占的に利用（生産・販売等）したり、他者に対し利用権を設定することにより利益を得ることが可能となる。品種登録にかかる出願から登録までの処理期間を短縮することにより、権利付与が早期に実現でき、侵害行為に対する権利行使、罰則の適用が速やかに行われ、権利侵害を防止できる。

例えば、品種登録出願が官報に公表された時点で、いわゆる仮保護が認められるが、補償金の請求ができるのは、品種登録後である。また、仮保護期間中は、税関による輸出入の差止めができない。

（注）農林水産省政策評価基本計画

http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20070402press_1b.pdf

実績評価(政策手段シート)

政策分野	国産農畜産物の競争力の強化
------	---------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	米の生産コスト25% 低減 (平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち ・産地競争力の強化に向けた 総合的推進(土地利用型作 物)	交付金により、水稻直播栽培の導入や高性能 農業機械の効率利用等、生産性向上のための 取組を推進	生産性向上 (生産コストの低減等)	40,506 の内数	作付の合理化、担い手を中心とした 効率的な生産体制を構築するため、 産地段階において実需者等を含め た協議会を設置、生産性向上に向 けた技術マニュアルの策定及び品 質向上に向けた品質分析等の取組 を推進。
		広域連携産地競争力強化支 援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進 的で全国のモデルとなる取組等に必要な施設・ 機械の整備等	生産性向上 (生産コストの低減等)	5,829 の内数	地域内の農業者毎の追肥時期や追 肥量、葉色診断値、収量、品質等 と、年々の気象条件と統計手法によ りモデリングを行い、その年々の気象 の推移等を踏まえて最適な収量及 び品質を確保し得る栽培方法(追肥 の時期、量等)を予測し、受益農家 に営農情報を提供する「高度営農支 援システム」を構築する取組を支援。 今後、「高度営農支援システム」が構 築され担い手に普及することにより、 米の生産コスト低減に寄与するもの と思料。
		農業競争力強化対策民間団 体事業	先進的な生産技術の開発等各産地の競争力 強化に向けた取組に対する支援を、全国的視 点から民間団体において推進	生産性向上	1,495 の内数	画像処理技術を活用した大規模経 営における高度品質管理システムの 開発・実証を目指した、実証地区の 選定、必要な機器の整備、資料の収 集等の取組を推進。 今後、「高度品質管理システム」が構 築され担い手に普及することにより、 米の生産コスト削減に寄与するもの と思料。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		水田農業構造改革対策	地域水田農業ビジョンの実現に向けた産地づくりに対する助成等 (需要に応じた売れる米づくり)	地域水田農業ビジョンを作成した地域水田農業推進協議会のうち、自己点検の結果、目標の達成度合いが「達成」とされる協議会数が全協議会となること	165,707	2072(H18月5月集計)の地域協議会に対し、地域水田農業ビジョンの実現に向けた取組に対する支援を実施。 これにより、産地が産地の問題点を解決する取組が推進され、米の生産コスト削減にも寄与すると思料。
		高生産性地域輪作システム構築事業	水田作における高生産性地域輪作システム確立のための技術開発、啓発・普及の一体的な取組を支援	水田輪作体系について、労働時間を現状の30%低減、生産費を現状の15%低減(19年度末)	136 の内数	試験研究機関の重点的な技術指導の下で、8つのモデル地区において米を含めた生産性の高い地域輪作システムの構築に向けた新品種・新技術の導入の実証を実施。 18年度は、「高い地域輪作システム」が構築の技術が確立され、今後担い手普及していくことにより、米の生産コスト削減に寄与するものと思料。
		主要農作物種子法	主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について、ほ場審査その他の措置を実施	-	-	都道府県において、自治事務として実施。 主要農作物の良好な生産性を確保するに当たっては、優秀な種子の供給は欠かせないものであり、この法律の意義は高い。
	大豆の生産コスト3割程度低減 (平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち・産地競争力の強化に向けた総合的推進(土地利用型作物)	交付金により、機械化適正の高い品種の育成・普及等、生産性向上のための取組を推進	生産性向上 (生産コストの低減等)	40,506 の内数	実需者ニーズに対応した産地体制の確立を図るため、産地段階において実需者等を含めた協議会を設置、技術向上に向けた実証ほの設置、栽培技術の高位平準化を目指した研修会等の取組を推進。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国モデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	生産性向上 (生産コストの低減等)	5,829 の内数	大豆について、品質の高度化を図る調製施設と、水田大豆の本作化に向けた適期作業を維持しつつ規模拡大を図る栽培技術の導入により、実需者の要望に応える大規模大豆生産を可能とする地域水田輪作システムの構築を推進する取組を支援。 今後、本地域水田輪作システムが構築され担い手に広がっていくことにより、大豆の生産コスト低減に寄与するものと思料。
		高生産性地域輪作システム構築事業	高生産性地域輪作システム確立のための技術開発、啓発・普及の一体的な取組を支援	水田輪作体系について、労働時間を現状の30%低減、生産費を現状の15%低減(19年度末)	136 の内数	試験研究機関の重点的な技術指導の下で、14つのモデル地区)において大豆を含めた生産性の高い地域輪作システムの構築に向けた新品種・新技術の導入の実証を実施。18年度は、「高い地域輪作システム」が構築の技術が確立され、今後担い手普及していくことにより、大豆の生産コスト削減に寄与するものと思料。

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)	(関連する目標)	(設定されている場合)	(百万円)	
		大豆生産団体等交付金	国内大豆の生産確保と農家所得の安定を目的に、交付金を交付	国産大豆の安定生産の確保	23,524	国産大豆の再生産を確保し、実需者への安定供給を図るため、交付金7,990円/60kgを交付するとともに、大豆の販売価格の低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための資金造成に対して助成。また、国産大豆の品質の向上や担い手の育成等を進めるため、担い手支援・良質大豆生産誘導対策330円/60kgを交付。 これにより、国産大豆の安定供給と品質向上が図られ、大豆の再生産、担い手の育成等に寄与。
		大豆作経営安定対策	価格低下が大豆作経営に及ぼす影響を緩和するための措置を交付金制度と一体的に推進	国産大豆の安定生産の確保	2,122	
		大豆交付金暫定措置法	国内大豆の生産確保と農家所得の安定を目的に、交付金を交付	-	-	
生乳生産コスト(労働費)2割程度低減(平成27年度)		強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた総合的推進(畜産生産基盤育成強化、家畜改良増殖、畜産新技術、生乳乳製品流通)	経営・生産技術の高度化の推進、家畜の改良、飼養管理技術の改善、畜産新技術の開発・実用化の推進等、協業法人経営体の育成等	生産性向上(労働時間または生産コストの低減、家畜の能力向上、畜産新技術の普及等)	40,506の内数	畜産経営の円滑な継承のため、畜舎等の条件整備の後、新規就農者に貸し付ける取組を推進した。また、ほ乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の実践や普及、協業法人経営体育成のための家畜飼養管理施設等の整備を推進。
		農業競争力強化対策民間団体事業	先進的な生産技術の開発等各産地の競争力強化に向けた取組に対する支援を、全国的視点から民間団体において推進	-	1,495の内数	畜産経営の高度化を推進するために必要な戦略評価会議等の開催、専門家集団の組織化・派遣・養成研修等を実施。今後、畜産経営の高度化が図られることにより、生乳の生産コスト低減に寄与するものと思料。
		農畜産業振興機構畜産産業振興事業のうち畜産物の生産対策	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	71,714の内数	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H19年度計画を着実に実施。
		独立行政法人家畜改良センター運営費(施設整備費含む)	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,812	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H18年度計画を着実に実施。

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)	(関連する目標)	(設定されている場合)	(百万円)	
		家畜改良増殖法	家畜の改良増殖を計画に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規定	-	-	家畜改良増殖法第4条に基づく定期種畜検査及び臨時種畜検査について、独立行政法人家畜改良センターが実施し、家畜の生産性の向上に寄与。 [検査頭数] (H18年度) 乳用牛:816頭、肉用牛:1,956頭、馬:953頭、豚:1,806頭、計5,531頭
		酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置	-	-	本法に基づき策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針において、国際化の進展に対応し得る産業構造の確立に向けた取組を進めることとされている。この方針に基づき、生乳の生産コスト削減の取組が推進されることとなることから、この法律の存在意義は高い。
		不動産取得税の特例措置	国の補助を受けて農協等が取得した共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	-	-	共同利用畜舎等に対する不動産取得税の課税標準を補助額割合分軽減した。本措置により、共同利用畜舎等の整備が促進され、生産性向上が図られることから、本減税措置の存在意義は大きい。(実績は、H19年7月下旬に取りまとめ予定)
	肉用牛生産コスト(労働費)2割程度低減(平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた総合的推進(畜産生産基盤育成強化、家畜改良増殖、畜産新技術、食肉等流通体制整備)	経営・生産技術の高度化の推進、家畜の改良、飼養管理技術の改善、畜産新技術の開発・実用化の推進等、協業法人経営体の育成等	生産性向上(労働時間または生産コストの低減、家畜の能力向上、畜産新技術の普及等)	40,506の内数	畜産経営の円滑な継承のため、畜舎等の条件整備の後、新規就農者に貸し付ける取組を推進した。また、ほ乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の実践や普及、協業法人経営体育成のための家畜飼養管理施設等の整備を推進。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国モデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	生産性向上 (労働時間または生産コストの低減等)	5,829 の内数	新開放型省力化牛舎の整備による地域共通課題解決型の取組を支援。今後、「地域共通課題解決型」としてモデル的な取組の成果が実証され、このような取組が全国的に普及していくことにより、肉用牛の生産コスト低減に寄与するものと思料。
		農業競争力強化対策民間団体事業	先進的な生産技術の開発等各産地の競争力強化に向けた取組に対する支援を、全国的視点から民間団体において推進	-	1,495 の内数	畜産経営の高度化を推進するために必要な戦略評価会議等の開催、専門家集団の組織化・派遣・養成研修等を実施。今後、畜産経営の高度化が図られることにより、肉用牛の生産コスト低減に寄与するものと思料。
		農畜産業振興機構畜産振興事業のうち畜産物の生産対策	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	71,714 の内数	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H19年度計画を着実に実施。
		独立行政法人家畜改良センター運営費(施設整備費含む)	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,812	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H18年度計画を着実に実施。
		家畜改良増殖法	家畜の改良増殖を計画に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規定	-	-	家畜改良増殖法第4条に基づく定期種畜検査及び臨時種畜検査について、独立行政法人家畜改良センターが実施し、家畜の生産性の向上に寄与。 [検査頭数](H18年度) 乳用牛:816頭、肉用牛:1,956頭、馬:953頭、豚:1,806頭、計5,531頭

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・上記に関連して肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化を図るための措置	-	-	本法に基づき策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針において、国際化の進展に対応し得る産業構造の確立に向けた取組を進めることとされている。この方針に基づき、生乳の生産コスト削減の取組が推進されることとなることから、この法律の存在意義は高い。
		不動産取得税の特例措置	国の補助を受けて農協等が取得した共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	-	-	共同利用畜舎等に対する不動産取得税の課税標準を補助額割合分軽減した。本措置により、共同利用畜舎等の整備が促進され、生産性向上が図られることから、本減税措置の存在意義は大きい。(実績は、H19年7月下旬に取りまとめ予定)
	飼料作物生産コスト3割程度低減(平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち ・産地競争力の強化に向けた総合的推進 (飼料増産、草地流動化促進、耕種作物活用型飼料増産、多角的農作業コントラクター育成) ・飼料基盤活用の促進	生産技術の高度化の推進、協業経営体等の育成、地域の実情に合わせた総合的な飼料生産条件整備の推進等	生産性向上 (労働時間または生産コストの低減等)	40,506 の内数	飼料自給率向上や循環型畜産の構築を図るため、生産組織による効率的な飼料生産のための基盤整備、生産・調整・収穫用施設機械の整備のほか、水田等における放牧推進のための施設等の整備等を支援。
		広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	生産性向上 (生産コスト低減、飼料作物面積の増加)	5,829 の内数	地域未利用資源である稲わらの圧縮梱包技術を用いた広域流通調査を実施。 今後、当該地区をモデルとした、未利用資源の有効活用の取組等が拡大することにより、飼料生産コストの低減、飼料自給率の向上、資源循環型畜産の確立等に寄与するものと思料。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農業競争力強化対策民間団体事業	先進的な生産技術の開発等各産地の競争力強化に向けた取組に対する支援を、全国的視点から民間団体において推進	-	1,495 の内数	自給飼料の増産推進、高能力品種の開発、公共牧場の利用体制整備の推進等の取組を実施。 これらの取組により、飼料作物生産コストの低減、飼料自給率の向上、資源循環型畜産の確立等に寄与するものと思料。
		農畜産業振興機構畜産業振興事業のうち畜産物の生産対策	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	71,714 の内数	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H19年度計画を着実に実施。
		水田飼料作物生産振興事業	助成対象水田に対する耕畜連携推進による取組について助成	-	6,208	耕種農家と畜産農家の連携による、水作田での飼料作物生産等の取組(36千ha)を支援。 この取組により、自給飼料基盤に立脚した畜産経営への転換、耕種と畜産の連携が図られ、飼料作物コストの低減、飼料自給率の向上、資源循環型畜産の確立等に寄与。
		国産粗飼料増産対策事業	・畜産農家による稲発酵粗飼料の給与実証の支援 ・国産稲わら等の安定的な供給体制の確立の支援	-	1,722	稲発酵粗飼料の給与実証を4859ha実施。また、国産稲わら等の畜産農家への収集・供給を21千t実施。 この取組により、稲発酵粗飼料の生産拡大、国産稲わらの飼料利用の拡大が図られ、飼料作物生産コストの低減、飼料自給率の向上、資源循環型畜産の確立等に寄与。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		草地畜産基盤整備事業	草地及び飼料畑の造成・整備改良、担い手への土地利用集積、畜産主産地の総合的な整備、放牧林地等の整備、公共牧場等の整備	-	12,599	飼料自給率の向上のために、草地及び野草地等の造成・整備改良、畜産主産地形成のための総合的な整備、放牧林地及び公共牧場等の整備を119地区(実施面積は10千ha(見込み))で実施。 この取組により、経済的かつ生産効率の高い草地基盤の整備が図られ、飼料作物生産コストの低減、飼料自給率の向上、資源循環型畜産の確立等に寄与。
		独立行政法人家畜改良センター運営費(施設整備費含む)	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,812	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H18年度計画を着実に実施。
		酪農飼料基盤拡大推進事業	一定以上の飼料基盤を有する酪農経営を営む生産者に対し、飼料作付面積に応じた奨励金を交付することで、自給飼料の生産基盤拡大、資源循環型酪農経営の確立に資する。	-	3,000	環境保全及び飼料自給率の向上に資する取組を行うため、H18年度において酪農経営7,735戸に対し事業を実施 これにより、環境と調和した酪農経営の確立の促進に寄与。
		酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化を図るための措置	-	-	本法に基づき策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針において、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成に向けた取組を進めることとされている。 この方針に基づき、飼料生産コストの低減、飼料自給率の向上、資源循環型畜産の確立等が図られることとなることから、この法律の存在意義は高い。
		特定の買換資産の買換・交換の場合の課税の特例措置	収入金額が取得金額以下の場合、収入金額の8割に相当する分を超える分に課税	-	-	本年度においては実績はなかったものの、自給飼料生産基盤の強化に寄与することから、この制度の意義は高い。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	加工適性が高い等良品質な麦の新品種の作付面積のシェア(都府県)30% (平成22年度)	強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた総合的推進(土地利用型作物)	交付金により、多様な実需者ニーズに対応したきめ細かな品質管理等、品質の向上のための取組を推進	品質向上 (麦の新品種作付面積の作付割合の増加等)	40,506 の内数	実需者ニーズに即した品質の向上及び安定化を図るため、新品種・技術を組み合わせた品質向上栽培技術体系を確立・普及するとともに、タンパク質含有量等の成分規格に応じた品質評価体制の確立、成分毎の仕分け保管・出荷等を推進。
		広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	品質向上 (麦の新品種作付面積の作付割合の増加等)	5,829 の内数	パン用新品種の導入等、実需者と結びついた高品質な麦生産を行うためのシステム構築に向けた取組を支援。 今後、実需者のニーズに応えた新品種の導入が図られることにより、新品種の作付け面積の拡大に寄与するものと思料。
	前年の加工用向け野菜の出荷数量を超えること (平成18年度)	強い農業づくり交付金のうち・輸入急増農産物における産地構造改革の推進・産地競争力強化に向けた総合的推進(野菜)	・低コスト化等に向けた栽培技術の実証・普及等 ・生産・加工・流通・販売のための共同利用施設・機械の整備 等	・需要に応じた生産量の確保 ・輸入急増農産物における国産シェアの奪還 (加工・業務用向け出荷数量の増等)	40,506 の内数	加工・業務用需要に対応した生産出荷体制を確立するための共同利用機械・施設の整備等に対する支援を実施。
		広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組に対する支援 ・生産・加工・流通・販売のための共同利用施設・機械の整備 等	・需要に応じた生産量の確保 ・輸入急増農産物における国産シェアの奪還 (加工・業務用向け出荷数量の増等)	5,829 の内数	加工・業務用需要に対応した生産出荷体制を確立するための広域的・先進的な共同利用施設の整備に対する支援を実施。 今後、この広域的・先進的なモデルが全国的に普及していくことにより、野菜の加工・業務用向け出荷数量の増加に寄与するものと思料。
		野菜需給均衡総合推進対策事業	野菜の計画的生産出荷の推進及び緊急需給調整への助成	-	62	本対策は、野菜の安定供給と価格の安定を確保するためのセーフティネットとして機能を果たしている。価格低落時に価格を回復するため、需給調整対策として、産地調整(後送り)及び産地廃棄を実施。実施回数(18年度):10回

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)	(関連する目標)	(設定されている場合)	(百万円)	
		野菜生産出荷安定資金造成	価格低落時における生産者補給交付金等の交付	-	9,531	本制度は、野菜の再生産を確保するためのセーフティーネットとして機能している。 主要野菜の価格低落等に対応し、生産者補給交付金等を交付。 交付額(18年度)・実績はH19年9月頃に取りまとめの予定
		野菜生産出荷安定法	主要な野菜について、その価格が著しく低落した場合の生産者補給金の交付等の措置を定めることによって、主要な野菜についての当該生産産地における野菜生産及び出荷の安定と価格の安定を図る。	-	-	
	品種登録に係る出願から登録までの平均処理期間を2.5年とする。(平成20年度末)	種苗特性分類調査委託事業	新規植物の審査基準を作成するための基準調査	品種登録に係る出願から登録までの平均処理期間を2.5年とする。(平成20年度末)	7	品種登録に係る出願から登録までの平均処理期間を2.9年であった。 19種類の植物について、種類毎の審査基準を作成するために必要な調査を実施したが、これにより、8種類の植物の審査が可能となることから、今後、平均処理期間の短縮化に寄与すると思料。
		審査制度国際化促進情報整備協力事業	世界の出願件数の約7割を占める日米欧の審査当局間における、栽培試験等審査データの相互受入制度の確立に必要なデータの収集及び分析。	-	7	UPOV条約等の16種類の文書を翻訳し、一般に公表した。また、品種登録出願を行うにあたって日本と海外の事例を調査し審査制度の効率化・迅速化を図るとともに国際間調和を促進するための検討課題を調査した。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		育成者権戦略的取得・活用支援事業	・海外における権利取得、権利行使等に必要な事例収集調査 ・上記調査結果を反映した権利侵害対策マニュアルの作成	新品種登録に係る我が国から海外への出願件数の増加(年間20件増加)	6	新品種登録に係る我が国から海外への登録件数は103件の増加であった(第40回UPOV理事会(2007年10月開催)資料の植物品種保護統計(2001年～2005年)で把握)。18年度は中国に調査団を派遣し、育成者権の取得や権利侵害への対応に活用するマニュアルの作成のための調査を実施。上記調査結果を反映した権利取得・権利侵害対策マニュアルを作成。
		独立行政法人種苗管理センター運営費	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	716	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H18年度計画を着実に実施。
		農林水産物等輸出増進事業のうち品種保護に向けた環境整備	日本ブランドの輸出を支える我が国オリジナル品種の権利保護のための環境整備に向け、DNA分析による品種識別技術の開発を支援。	-	72	きく、りんどう、芝草、落花生の4種類のDNAマーカーを整備した。
		種苗法	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図る。	-	-	18年度は新たに1,290品種に育成者権を付与し、新品種の適切な保護を図った。指定種苗の流通に関しては、指定種苗の表示について、約16,000点の検査を実施した結果、表示不備は0.4%(60点)であり、ほぼ適正な流通が図られている。これにより、新品種の育成者権の保護と適正な流通を担保する上で、この法律の意義は高い。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
その他	農業生産資材費の低減(成果重視事業にあっては、米生産費における3資材(肥料、農薬及び農業機械)費を15%低減(平成20年度))	強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた総合的推進(多角的農作業コントラクター育成)	交付金により、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合的なコントラクターを育成し、高性能農業機械の効率利用を通じた生産コスト低減のための取組を推進	生産性向上 (農業機械の効率利用を通じた生産コストの低減)	40,506 の内数	耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合的なコントラクターの育成に必要な農業機械・施設の条件整備を推進した。 これにより、コントラクターの育成と農作業の受託面積の拡大が図られ、農業機械の効率利用を実現させ、生産資材費の低減に寄与するものと思料。
		農業競争力強化対策民間団体事業	更なる生産資材費の低減に向けた新たな取組み手法に関する調査・分析	生産資材費低減のための新たな取組手法の構築	1,495 の内数	生産資材費低減に向けた新たな取組手法を構築するため、担い手の農業機械の装備等に関する意識調査や国内外の農業機械・肥料・農薬の流通等の実態調査を実施した。 今後、本事業の調査結果を踏まえ、新たな資材費低減に向けた取組を推進することにより、生産資材費の低減に寄与するものと思料。
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業機械化促進業務勘定運営費交付金等(次世代農業機械等緊急開発事業)	コスト低減に資する高性能農業機械の開発・実用化の推進	コスト低減に資する高性能農業機械の開発	1,114 の内数	1台で複数の飼料作物に対応できる汎用型飼料収穫機、シンプルな構造で現行の1.5倍以上の能率を持つ高精度畑用中耕除草機など低コスト生産の実現に資する高性能農業機械の開発が当初計画通り順調に進捗。
		生産資材コスト低減成果重視事業	肥料・農薬の低投入化や農業機械の稼働面積の拡大に資する新技術体系の導入等により生産資材の合理的利用体系を確立	米生産費における3資材(肥料、農薬及び農業機械)費を15%低減(平成20年度)	95	モデル地区を5ヵ所設置し、肥料・農薬の低投入化や農業機械の稼働面積の拡大に資する新技術体系の導入等に必要な検討会の開催及び機械・施設の整備を推進した。 今後、モデル地区において3資材費の低減を図り、更に当該取組を全国に普及することにより、生産資材費の低減に寄与するものと思料。
開発農業機械の普及台数(平成6年度からの累積17万8千台)(平成21年度)	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業機械化促進業務勘定運営費交付金等	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	1114 の内数	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H18年度計画を着実に実施。	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農業機械化促進法	農業機械の改良等に関する試験研究、農機具の型式検査	-	-	本法に基づき、農業の構造改革の加速化等に資する高性能農業機械の研究開発等を推進するとともに、農機具の検査を実施。これにより、農業機械化を促進するための農機具の改良普及が推進され、農業経営の改善等が図られることから、この法律の意義は高い。
	農作業死亡事故件数が前年度を上回らないこと (平成18年度)	農業機械化促進法	・安全性の高い農機具を供給するための検査・鑑定制度 ・「高性能農業機械等の試験研究・実用化の促進及び導入に関する基本方針」に基づく農作業安全対策の推進	-	-	本法に基づき、農業の構造改革の加速化等に資する高性能農業機械の研究開発等を推進するとともに、農機具の検査を実施。これにより、農業機械化を促進するための農機具の改良普及が推進され、農業経営の改善等が図られることから、この法律の意義は高い。
	てん菜のトン当たり生産コスト1割程度低減 (平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた総合的推進(甘味資源作物・てん粉原料用いも産地再編整備)	・生産コスト低減に向けた高性能機械の導入等を実施	生産性向上 (生産コストの低減等) 品質向上 (高品質品種等の作付面積の増加等) 需要に応じた生産量の確保 (需要動向に即した生産数量の増加等)	34,067 の内数	省力化を推進するとともに、実需者の求める品質・価格等ニーズに対応可能な生産体制を確立し、国際化の進展にも対応しうる産地形成を推進。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		国内産糖調整交付金	国からの交付金と輸入糖及び異性化糖から徴収される調整金を財源として、(独)農畜産業振興機構が国産糖企業に対し、最低生産者価格以上で買い上げたてん菜を原料として製造したてん菜糖に付き、国内産糖交付金を交付することを通じ、甘味資源作物の価格を支持	-	10,275 の内数	国内産糖交付金(国庫負担分) てん菜糖 3,571百万円 予算ベース 最低生産者価格 ・17年産 てん菜 16,640円/トン ・18年産 てん菜 16,560円/トン これにより、てん菜の価格が支持され、てん菜の生産及び経営の安定に寄与するとともに、国内産糖製造事業者の経営の安定その他関連産業の健全な発展が促進され、もっててん菜に係る農業所得の確保と国民生活の安定に寄与。
		独立行政法人農畜産業振興機構砂糖勘定運営費交付金	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	1,429 の内数	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H18年度計画を着実に実施。
		砂糖の価格調整に関する法律	・輸入糖と国産糖との価格調整に関する措置 ・異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置等を実施	-	-	輸入糖と国産糖との価格調整に関する措置により1,363千トンの買入が行われた。また、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置により793千トンの買入が行われた。 これにより、国内甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定その他関連産業の健全な発展が促進され、もっててん菜に係る農業所得の確保と国民生活の安定が図られることから、この法律の意義は高い。
		甘味資源特別措置法	・生産振興地域の指定等を実施	-	-	指定地域(北海道)において生産振興計画を樹立。 これにより、地域における甘味資源作物の計画的な振興を通じて農業経営の安定に寄与。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
さとうきびのトン当たり 生産コスト2割程度低減 (平成27年度)		強い農業づくり交付金のうち 産地競争力の強化に向けた総合的推進(甘味資源作物・でん粉原料用いも産地再編整備)	・機械化一貫体系の確立等に向けた条件整備等を実施	生産性向上 (生産コストの低減等) 品質向上 (高品質品種等の作付面積の増加等) 需要に応じた生産量の確保 (需要動向に即した生産数量の増加等)	34,067 の内数	省力化を推進するとともに、実需者の求める品質・価格等ニーズに対応可能な生産体制を確立し、国際化の進展にも対応しうる産地形成を推進。
		国内産糖調整交付金	国からの交付金と輸入糖及び異性化糖から徴収される調整金を財源として、(独)農畜産業振興機構が国内産糖企業に対し、最低生産者価格以上で買い上げたさとうきびを原料として製造した甘しや糖に付き、国内産糖交付金を交付することを通じ、甘味資源作物の価格を支持	-	10,275 の内数	国内産糖交付金(国庫負担分) 甘しや糖 6,704百万円 予算ベース 最低生産者価格 ・17年産 さとうきび 20,130円/トン ・18年産 さとうきび 20,110円/トン これにより、てん菜の価格が支持され、てん菜の生産及び経営の安定に寄与するとともに、国内産糖製造事業者の経営の安定その他関連産業の健全な発展が促進され、もっててん菜に係る農業所得の確保と国民生活の安定に寄与。
		独立行政法人農畜産業振興機構砂糖勘定運営費交付金	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	1,429 の内数	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H18年度計画を着実に実施。
		砂糖の価格調整に関する法律	・輸入糖と国産糖との価格調整に関する措置 ・異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置等を実施	-	-	輸入糖と国産糖との価格調整に関する措置により1,363千トンの買入が行われた。また、異性化糖の砂糖との価格調整に関する措置により793千トンの買入が行われた。これにより、国内甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定その他関連産業の健全な発展が促進され、もっててん菜に係る農業所得の確保と国民生活の安定が図られることから、この法律の意義は高い。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		甘味資源特別措置法	・生産振興地域の指定等を実施	-	-	指定地域(鹿児島県南西諸島、沖縄県)において生産振興計画を樹立。これにより、地域における甘味資源作物の計画的な振興を通じて農業経営の安定に寄与。
	ばれいしょの10a当たり労働時間2割程度低減 (平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた総合的推進(畑作物・地域特産物)	・大規模機械化体系の実現を可能とする省力化技術の確立に向けた技術の実証・普及 ・新品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制の確立 ・省力機械化体系の普及のための共同利用施設・機械の整備 等	生産性向上 (生産コストの低減等) 品質向上 (高品質品種等の作付面積の増加等) 需要に応じた生産量の確保 (生産数量等の増加等)	40,506 の内数	省力化技術を確立するとともに、実需者の求める品質・価格等ニーズに対応可能な生産体制を確立し、国際化の進展にも対応しうる産地形成を推進。
		広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国モデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	生産性向上 (生産コストの低減等) 品質向上 (高品質品種等の作付面積の増加等) 需要に応じた生産量の確保 (生産数量等の増加等)	5,829 の内数	本年度においては実績はなかったものの、いも類等農産物の生産性の向上が図られることにより、労働時間の低減が図られると思料されることから、この事業の意義は高い。
		農業競争力強化対策民間団体事業のうち地域特産農業指導推進事業	ばれいしょについて加工食品用を中心とした生産の増大を図るため、実需者や産地等との連携により、加工適性が高い新品種について、情報提供体制の整備、加工適性の評価、栽培技術の検討、供給体制の検討を行う	-	23	育成中の品種について実需者による加工適性評価試験、生産者による栽培試験を行い、品種育成の加速化を図り、試験データについては広く公表した。これにより、優良品種の円滑な普及が図られ、ばれいしょの生産振興に寄与するものと思料。また、18年度をもって事業を終了。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		高生産性地域輪作システム構築事業	・ばれいしょの収穫作業の効率化を可能とする ソイルコンディショニング技術を核としたバランスのとれた効率的な畑輪作システムを確立	(北海道畑輪作体系) ばれいしょの単位面積当たり労働時間を慣行技術から40%削減、単位数量当たり生産費を10%削減(19年度末)	15 の内数	試験研究機関の重点的な技術指導の下で、2つのモデル地区において生産性の高い地域輪作システムの構築に向けた新技術の導入の実証を実施。 18年度は、効率的な畑輪作システム技術が確立され、今後担い手普及していくことにより、労働時間及び生産コスト削減に寄与するものと思料。
		いもでん粉工場再編事業	でん粉工場の施設強化、再編に係る製造・排水処理施設の撤去等を支援し、工場の再編を促進	平成16年度に324千トンあった処理能力を、平成21年度には211千トンまで削減すること。	736	国内産いもでん粉工場の再編整備を通じて、国内産いもでん粉の製造コストの低減及び品質向上の取組に対する補助。平成18年度の実績は2件、12千トンの処理能力を削減。
		特定畑作物等緊急対策事業	いも類に係る消費動向調査、いも類のもつ機能性等の啓発・普及、新規用途・新商品の開発・普及等の対策を実施	-	252 の内数	いも類の需要拡大を図るため、近年開発された新品種の紹介及びいも類の持つ機能性等を周知するシンポジウムを1回開催と、新品種の啓発パンフレット5種類作成、配布により、ばれいしょの生産振興に寄与。
		農産物価格安定法	かんしょ生切干、かんしょでん粉、ばれいしょでん粉等の適正な価格水準が低落することを防止	-	-	本年度においては政府買入実績はなかったものの、ばれいしょ等農産物の価格の安定が図られることにより、生産の振興が図られる。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	地域特産物の生産振興	強い農業づくり交付金のうち ・産地競争力の強化に向けた総合的推進(畑作物・地域特産物) ・輸入急増農産物における産地構造改革の推進(いぐさ、畳表)	・大規模機械化体系の実現を可能とする省力化技術の確立に向けた技術の実証・普及 ・新品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制の確立 ・生産コスト削減等のための共同利用施設・機械の導入等を実施	生産性向上 (生産コストの低減等) 品質向上 (高品質品種等の作付面積の増加等) 需要に応じた生産量の確保 (生産数量等の増加等) 輸入急増農産物における国産シェアの奪回 (生産力の維持等)	40,506 の内数	省力化技術を確立するとともに、実需者の求める品質・価格等ニーズに対応可能な生産体制を確立し、国際化の進展にも対応しうる産地形成を推進。
		農業競争力強化対策民間団体事業のうち 地域特産農業指導推進事業	作物の特性に応じた生産及び加工技術の向上、需給動向の調査、需要拡大を図るための啓発活動、品質の向上と新需要の開発のための実証及び試験等の実施	-	23	地域特産作物である茶及びいぐさ・畳表に関する消費動向の調査とこれを踏まえた需給計画の作成、需要拡大を図るための啓発活動、品質の向上と新需要の開発等を実施。今後、需要拡大、品質の向上、新製品の開発等が推進されることにより、地域特産物の生産振興に寄与するものと史料。
		農業生産振興調査等地方公共団体委託費	生糸の生産費や需給動向、繭・生糸の価格等について地方公共団体に対する調査委託	-	2	蚕糸業の経営安定対策及び生糸の国境調整措置の適正な運用を図る基礎データとして活用。基礎データの調査は、蚕糸業の経営安定対策を適切に実施していく上で不可欠であり、その意義は高い。
		農業生産振興調査等民間団体委託費	生糸の需給動向及び価格等について民間団体に対する調査委託	-	2	蚕糸業の経営安定対策及び生糸の国境調整措置の適正な運用を図る基礎データとして活用。基礎データの調査は、蚕糸業の経営安定対策を適切に実施していく上で不可欠であり、その意義は高い。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農畜産業振興対策交付金	養蚕農家への交付金交付により経営安定及び国産繭・生糸の安定供給を図る	-	4,845	養蚕農家への交付金交付により経営安定及び国産繭・生糸の安定供給が図られた。これにより、養蚕農家及び製糸業の経営の安定が図られ、良質繭・生糸の生産振興に寄与。
		高品質なたね産地確立対策事業	国産なたねの統一品質基準の策定や、高品質化や単収向上等に向けた地域協議会や生産者の取組に対する支援を行い、品質の向上を図る		253	18年度の本事業に係るなたねの生産量は611トンであり、本事業の目的である統一品質基準を満たす高品質国産なたねの供給が図られた。また、生産費について調査を行い、産地の自立化に向けた高品質化、単収向上に係る具体的目標の設定に寄与。(参考:10a当たり所得(全国加重平均)、18年度実績8,366円、22年度予定12,332円)
		特定畑作物等緊急対策事業	いも類、雑豆・落花生の消費拡大や新規用途の開発・普及、こんにゃくいもの計画生産の推進等を図る	-	252 の内数	特定畑作物の需要拡大を図るため、近年開発された新品種の紹介及びいも類の持つ機能性等を周知するシンポジウムを1回開催と、新品種の啓発パンフレット5種類作成、配布により、特定畑作物の生産振興に寄与。
		独立行政法人農畜産業振興機構生糸勘定運営費交付金	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	95	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H18年度計画を着実に実施。
		生糸の輸入に係る調整等に関する法律	生糸の輸入に係る調整等に関する措置	-	-	生糸の輸入に係る調整等に関する措置が講じられ(輸入実績:16千俵)、蚕糸業の経営の安定が図られた。
		農産物価格安定法	かんしょ生切干、かんしょでん粉、ばれいしょでん粉及び大豆の適正な価格水準が低落することを防止	-	-	本年度において政府買入実績はなかったものの、かんしょ等農産物の価格の安定が図られることにより、生産の振興が図られる。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	前年の業務用向け野菜の出荷数量を超えること (平成18年度)	強い農業づくり交付金のうち ・輸入急増農産物における産地構造改革の推進 ・産地競争力強化に向けた総合的推進(野菜)	・低コスト化等に向けた栽培技術の実証・普及等 ・生産・加工・流通・販売のための共同利用施設・機械の整備等	・需要に応じた生産量の確保 ・輸入急増農産物における国産シェアの奪還 (加工・業務用向け出荷数量の増等)	40,506 の内数	加工・業務用需要に対応した生産出荷体制を確立するための共同利用機械・施設の整備等に対する支援を実施。
		広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組に対する支援 ・生産・加工・流通・販売のための共同利用施設・機械の整備等	・需要に応じた生産量の確保 ・輸入急増農産物における国産シェアの奪還 (加工・業務用向け出荷数量の増等)	5,829 の内数	加工・業務用需要に対応した生産出荷体制を確立するための広域的・先進的な共同利用施設の整備に対する支援を実施。 今後、この広域的・先進的なモデルが全国的に普及していくことにより、野菜の加工・業務用向け出荷数量の増加に寄与するものと思料。
	事業導入産地の生産経費の5%以上低減 (平成18年度)	強い農業づくり交付金のうち ・輸入急増農産物における産地構造改革の推進 ・産地競争力強化に向けた総合的推進(野菜)	・低コスト化等に向けた栽培技術の実証・普及 ・生産・加工・流通・販売のための共同利用施設・機械の整備等	・生産性向上 ・輸入急増農産物における国産シェアの奪回 (生産・流通コスト又は労働時間の低減等)	40,506 の内数	生産・流通コスト又は労働時間の低減を図るための共同利用機械・施設の整備等に対する支援を実施。
		広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組等に必要施設・機械の整備等	・生産性向上 ・輸入急増農産物における国産シェアの奪回 (生産・流通コスト又は労働時間の削減等)	5,829 の内数	生産・流通コスト又は労働時間の低減を図るための広域的・先進的な共同利用施設の整備に対する支援を実施。 今後、この広域的・先進的なモデルが全国的に普及していくことにより、事業導入産地における生産コスト低減に寄与するものと思料。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	うんしゅうみかんとりんごを指標とした、計画策定産地栽培面積の全国栽培面積に占める割合5割	強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた総合的推進(果樹)	<ul style="list-style-type: none"> ・優良品種への改植 ・園内道の整備 ・園地改良等の園地基盤の整備 ・低コスト耐候性ハウス・産地管理施設の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上 (生産コストもしくは労働時間を5%以上低減) ・品質向上 (全出荷量に占める秀品率割合を5%以上増加) (高品質品種の栽培面積を5%以上増加) ・需要に応じた生産量の確保 (全出荷量又は全栽培面積のうち5%以上を契約取引) (販売単価を5%以上増加) (全出荷量のうち内部品質に応じて出荷する割合が50%以上) 	40,506の内数	優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園地基盤の整備、低コスト耐候性ハウス・産地管理施設・集出荷貯蔵施設の整備等を推進。
		果実生産出荷安定基金造成補助金のうち果実需給安定対策事業	計画的な生産や出荷量の調整等により需給調整を行った生産者を対象に経営安定対策を実施	-	3,882 (所要額)	みかん及びびりんごについて、計画的な生産・出荷による需給調整・経営安定対策の推進により、経営の安定及び消費者が求める国産果実の安定供給が図られることから、本制度の意義は高い。
		果実生産出荷安定基金造成補助金のうち国際対応果樹特別対策事業	産地構造改革計画に基づくみかん等から優良晩かん類への転換等の取組について支援	-	783 (所要額)	かんきつ産地において、果樹産地構造改革計画に基づく、優良品目・品種への転換等の取組を推進。これにより、消費者ニーズに応じた生産体制の構築に寄与。
		果樹農業振興特別措置法	果樹農業の健全な発展に資するため <ul style="list-style-type: none"> ・果実の需給の動向に即応した計画的な果樹農業の振興 ・合理的な果樹園経営基盤の確立 ・果実の生産及び出荷の安定 ・果実の流通及び加工の合理化 等 	-	-	果樹農業振興特別措置法第2条に基づき、果樹農業振興基本方針を策定するとともに、同法第2条の3に基づき、43都道府県において果樹農業振興計画を策定。本法律は基本方針の策定等により果樹農業の健全な発展に寄与するものであり、その意義は高い。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	切り花主要品目の国産品種栽培面積の割合を維持・向上(91%以上)	強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた総合的推進(花き)	・種子種苗生産供給施設の整備など産地オリジナル品種の育成・開発体制の整備等の取組 ・高度環境制御栽培施設の整備など高品質生産技術の導入等による姿・形が優れている高級花き供給体制の構築のための取組 等	・品質向上(全出荷量(又は全作付け面積)のうち高品質化に取り組む割合の向上等) ・需要に応じた生産量の確保(全出荷量に占めるオリジナル品種の割合の向上) 等	40,506の内数	産地段階において、多様で個性豊かな花きの開発・普及に向けた独自品種の開発等の取組、低コストな花きの安定供給に向けた作業の共同化・自動化、省力生産技術の導入等の取組、また、ホームユース用切り花の供給のための取組を実施。
		花き産業振興総合調査委託事業	・花きの生産・流通・消費に関する基礎データ整備 ・輸出国における花きの生産・流通等の実態調査	次期花き産業振興方針等の見直し検討の判断資料として活用	5	花木等生産状況、花き需要・消費動向等の基礎データを整備するとともに、輸入増加に伴い国際競争力が強まる中で、新興輸出国における花きの生産・流通等調査を実施。これらの調査は、花き産業振興に係る施策を適切に実施していく上で不可欠であり、その意義は高い。
		国際園芸博覧会出展参加事業	輸出振興を含めた花き産業発展のため、タイ国開催の国際園芸博覧会に出展し、我が国の高品質花きの技術や育種技術の高さをPR。日本の園芸文化も紹介。		123	チェンマイ国際園芸博覧会は、タイ王国において、平成18年11月～19年1月の3ヶ月間開催された。(入場者数約380万人)本事業による、植物展示や映像等を通じて我が国の高品質な園芸生産品及び技術等を幅広く紹介することに寄与した。

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)	(関連する目標)	(設定されている場合)	(百万円)	
	新食品・新素材に係る生産振興	広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国のモデルとなる取組に対する支援・生産・加工・流通・販売のための共同利用施設・機械の整備等	品質向上 (畑作物・地域特産物の高品質・高機能性産品供給型産地の育成等) 需要に応じた生産量の確保 (畑作物・地域特産物産地の育成、農産物の海外に向けた販路拡大等)	5,829 の内数	抗アレルギー茶中成分「メチル化カテキン」の含有量が多い「べにふうき」茶についての生産状況の把握、品質保証を行うための認証制度、飲食品以外の新たな製品の試作などの調査は、当該茶の発展可能性、生産振興に寄与するものと思料。 また、「べにふうき」について、世界三大花粉症の症状軽減効果の基礎調査を行うとともに、環境に配慮した栽培方法の検証を行うなど、輸出を視野に入れた調査検討は、生産振興に寄与するものと思料。 機能性成分米等についてのアンケート調査による市場化ニーズの把握、優良事例として民間育種事業者への聞き取り調査、商業化に向けたビジネスモデル構築のための調査等は、事業化に向けた動きが活発化する寄与ものと思料。
	生乳生産量819万トン (平成18年度)	強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に向けた総合的推進 (畜産生産基盤育成強化、家畜改良増殖、畜産新技術、生乳乳製品流通)	経営・生産技術の高度化の推進、家畜の改良、飼養管理技術の改善、畜産新技術の開発・実用化の推進等、協業法人経営体の育成等	生産性向上 (労働時間または生産コストの低減、家畜の能力向上、畜産新技術の普及等) 需要に応じた生産量の確保 (家畜の能力向上、飼養頭数の増加、生産量の増加等)	40,506 の内数	畜産経営の円滑な継承のため、畜舎等の条件整備の後、新規就農者に貸し付ける取組を推進した。また、ほ乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の実践や普及、協業法人経営体育成のための家畜飼養管理施設等の整備を推進。
		農業競争力強化対策民間団体事業	先進的な生産技術の開発等各産地の競争力強化に向けた取組に対する支援を、全国的視点から民間団体において推進	-	1,495 の内数	畜産経営の高度化を推進するために必要な戦略評価会議等の開催、専門家集団の組織化・派遣・養成研修等を実施。 今後、畜産経営農家の高度化が図られることにより、生乳生産の安定に寄与するものと思料。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農畜産業振興機構畜産振興事業のうち畜産物の生産対策	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	74,851の内数	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H18年度計画を着実に実施。
		指定生乳生産者団体補給交付金	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、生乳生産者への加工原料乳にかかる生産者補給金に充てるため、指定生乳生産者団体に対し、生産者補給交付金を交付	-	20,264	18年度は、補給金の対象となる加工原料乳の最高限度として設定された数量(限度数量)内の加工原料乳に対して補給金(10.40円/kg)が交付され、生乳需給の安定に寄与。
		加工原料乳生産者経営安定対策事業	加工原料乳が補てん基準価格を下回った場合に、加工原料乳の生産者に補てん金を交付	-	2,295	本制度は、生乳の再生産を確保するためのセーフティーネットとして機能。(実績は、H19年7月頃に取りまとめの予定)
		牛乳乳製品流通価格調査分析委託費	指定生乳乳製品価格の騰貴時における指定乳製品の輸入・売渡及び指定乳製品価格の低落時における調整保管の発動基準である大口需要者等における乳製品価格の調査・分析	-	4	牛乳販売店の価格動向、販売状況をとりまとめ、牛乳・乳製品の消費拡大を図るための基礎資料を作成した。また、乳製品の大口需要者向け価格の動向を毎月公表した。価格動向、販売状況の調査は、生乳・乳製品に係る施策の適切な実施に不可欠であり、その意義は高い。
		配合飼料価格安定対策事業費	配合飼料価格の上昇に伴う畜産農家への影響緩和	-	0	平成18年度は、第4四半期にトン当たり1,860円の異常補てん金を交付。飼料穀物の国際価格の変動等による配合飼料価格の大幅な高騰に伴う畜産農家への影響を緩和するための措置であることから、畜産物の安定生産に重要であり意義が高い。
		飼料穀物備蓄対策事業	飼料用穀物の輸入の途絶等に備えるための備蓄	-	4,271	平成18年度においては、とうもろこし・こやしあわせて60万トンの備蓄を実施した。また、同年度、約17万トンの貸付を実施し、配合飼料の安定供給に寄与。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		独立行政法人家畜改良センター運営費(施設整備費含む)	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,812	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H18年度計画を着実に実施。
		家畜改良増殖法	家畜の改良増殖を計画に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規定	-	-	家畜改良増殖法第4条に基づく定期種畜検査及び臨時種畜検査について、独立行政法人家畜改良センターが実施し、家畜の生産性の向上に寄与。 [検査頭数](H18年度) 乳用牛:816頭、肉用牛:1,956頭、馬:953頭、豚:1,806頭、計5,531頭
		畜産物の価格安定に関する法律	指定乳製品の価格が著しく低落し、または低落するおそれがあると認められる場合に乳業者が行う調整保管の計画の農林水産大臣による認定	-	-	本年度においては、指定乳製品の価格・需給は安定しており、計画認定の実績はなかったものの、指定乳製品価格の安定が担保されていることにより、生乳生産の安定が図られることから、この法律の意義は高い。
		加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	指定乳製品の価格が著しく騰貴し、または騰貴するおそれがあると認められる場合に農畜産業振興機構が行う指定乳製品等の輸入の農林水産大臣による承認及び農畜産業振興機構による保管する指定乳製品等の売渡	-	-	本年度においては実績はなかったものの、指定乳製品価格の安定が担保されていることにより、生乳生産の安定が図られることから、この法律の意義は高い。
		飼料需給安定法	輸入飼料の買入、保管、売渡を実施。	-	-	飼料需給計画に基づき、輸入飼料(大麦、小麦)の買入123万トン、売渡132万トンを実施し、飼料の需給及び価格の安定に寄与。 注: H19年3月末

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		酪農および肉用牛生産の振興に関する法律	・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進を図るための措置	-	-	本法に基づき策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針において、国際化の進展に対応し得る産業構造の確立、畜産物に係る安全・安心の確保、集送乳及び乳業の合理化に向けた取組を進めることとされている。この方針に基づき、生乳生産の安定が図られることから、この法律の存在意義は高い。
		不動産取得税の特例措置	国の補助を受けて農協等が取得した共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	-	-	共同利用畜舎等に対する不動産取得税の課税標準を補助額割合分軽減した。本措置により、共同利用畜舎等の整備が促進され、生産性向上が図られることから、本減税措置の存在意義は大きい。(実績は、H19年7月下旬に取りまとめ予定)
	肉類生産量316万トン (平成27年度)	強い農業づくり交付金のうち・産地競争力の強化に向けた総合的推進 (畜産生産基盤育成強化、家畜改良増殖、畜産新技術、食肉等流通体制整備)	経営・生産技術の高度化の推進、家畜の改良、飼養管理技術の改善、畜産新技術の開発・実用化の推進等、協業法人経営体の育成等	生産性向上 (労働時間または生産コストの低減、家畜の能力向上、畜産新技術の普及等) 需要に応じた生産量の確保 (家畜の能力向上、飼養頭数の増加、生産量の増加等)	40,506 の内数	ほ乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の実践や普及、協業法人経営体育成のための家畜飼養管理施設等の整備を推進。
		広域連携産地競争力強化支援事業	都道府県域を越える広域的な取組や特に先進的で全国モデルとなる取組等に必要な施設・機械の整備等	生産性向上 (労働時間または生産コストの低減等)	5,829 の内数	新開放型省力化牛舎や分娩兼用子豚豚舎等の整備による地域共通課題解決型の取組を支援。今後、「地域共通課題解決型」としてモデル的な取組の成果が実証され、このような取組が全国的に普及していくことにより、肉類生産量の増加に寄与するものと思料。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農業競争力強化対策民間団体事業	先進的な生産技術の開発等各産地の競争力強化に向けた取組に対する支援を、全国的視点から民間団体において推進	-	1,495 の内数	畜産経営の高度化を推進するために必要な戦略評価会議等の開催、専門家集団の組織化・派遣・養成研修等を実施。 今後、畜産経営の高度化が図られることにより、肉類生産量の増加に寄与するものと思料。
		農畜産業振興機構畜産振興事業のうち畜産物の生産対策	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	71,714 の内数	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H19年度計画を着実に実施。
		配合飼料価格安定対策事業費	配合飼料価格の上昇に伴う畜産農家への影響緩和	-	0	平成18年度は、第4四半期にトン当たり1,860円の異常補てん金を交付。飼料穀物の国際価格の変動等による配合飼料価格の大幅な高騰に伴う畜産農家への影響を緩和するための措置であることから、畜産物の安定生産に重要であり意義が高い。
		飼料穀物備蓄対策事業	飼料用穀物の輸入の途絶等に備えるための備蓄	-	4,271	平成18年度においては、とうもろこし・こりゃんあわせて60万トンの備蓄を実施した。また、同年度、約17万トンの貸付を実施し、配合飼料の安定供給に寄与。
		肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく肉用子牛の生産者補給金制度	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付	-	14,531	本制度は、肉用子牛の再生産を確保するためのセーフティーネットとして機能している。本年度は、牛肉価格の上昇に伴い、子牛価格が上昇したため、交付額は減少。
		畜産物の価格安定に関する法律に基づく生産者団体等による調整保管	指定食肉の価格が著しく低落し、又は低落すると見込まれる場合に、農業協同組合等が実施する指定食肉の保管・売渡に係る計画に対する農林水産大臣の認定等	-	-	本年度において実績はなかったものの、本制度は食肉(牛肉・豚肉)の価格の安定を図ることにより、国民への食肉の安定供給に資するものであり、その意義は高い。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		畜産物の価格安定に関する法律に基づく農畜産業振興機構による指定食肉の買入・売渡	指定食肉の買入・交換・売渡	-	-	本年度において実績はなかったものの、本制度は食肉(牛肉・豚肉)の価格の安定を図ることにより、国民への食肉の安定供給に資するものであり、その意義は高い。
		独立行政法人家畜改良センター運営費(施設整備費含む)	中期目標を達成するための「中期計画」及び毎事業ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,812	農林水産大臣が定める中期目標を達成するため、H18年度計画を着実に実施。
		鶏卵価格安定対策事業	鶏卵価格が低落した額の一部を補てん	-	1,341	本事業は急激な卵価下落時の生産離脱とその後の乱高下を防止するセーフティーネットとして機能。平成18年度においては、7、1月に補てんを実施。
		家畜改良増殖法	家畜の改良増殖を計画に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規定	-	-	家畜改良増殖法第4条に基づく定期種畜検査及び臨時種畜検査について、独立行政法人家畜改良センターが実施し、家畜の生産性の向上に寄与。 [検査頭数](H18年度) 乳用牛:816頭、肉用牛:1,956頭、馬:953頭、豚:1,806頭、計5,531頭
		肉用子牛生産安定等特別措置法	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付	-	-	本法律に基づく肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛の再生産を確保するためのセーフティーネットとして機能している。本年度は、牛肉価格の上昇に伴い、子牛価格が上昇したため、交付額は減少。
		畜産物の価格安定に関する法律	・指定食肉の価格が著しく低落し、又は低落すると見込まれる場合に、農業協同組合等が実施する指定食肉の保管・売渡に係る計画に対する農林水産大臣の認定 ・指定食肉の買入・交換・売渡等	-	-	本年度において実績はなかったものの、本法律に基づく価格安定制度は、食肉(牛肉・豚肉)の価格の安定を図ることにより、国民への食肉の安定供給に資するものであり、その意義は高い。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		牧野法	地方公共団体の行う牧野の管理を適正にし、 その他牧野の荒廃を防止するための措置	-	-	都道府県において自治事務として実施されている。 養鶏経営の安定を図るに当たって、 優良な種鶏の確保等のための施策 は重要であり、この法律の意義は高 い。
		養鶏振興法	・優良な資質を備える鶏の普及 ・養鶏経営の改善のための措置 等	-	-	都道府県において自治事務として実施されている。 養鶏経営の安定を図るに当たって、 優良な種鶏の確保等の施策は不可欠 であり、この法律の意義は高い。
		家畜商法	家畜商について免許、営業保証金の供託等の 制度を実施	-	-	都道府県において自治事務として実施 され、家畜の取引の公正の確保に 寄与。 肉類の安定供給に当たっては、家畜 の公正な取引の確保は不可欠であり、 その意義は高い。
		家畜取引法	家畜市場についての登録制度、地域家畜市場 の再編整備を促進するための整備地域の指定 等を実施	-	-	都道府県において自治事務として実施 され、家畜の円滑な流通に寄与。 肉類の安定供給に当たっては、家畜 の適正な価格形成及び家畜市場の 再編整備による家畜の円滑な流通 は欠かせないものであり、その意義 は高い。
		飼料需給安定法	輸入飼料の買入、保管、売渡	-	-	飼料需給計画に基づき、輸入飼料 (大麦、小麦)の買入123万トン、売 渡132万トンを実施し、飼料の需給及 び価格の安定に寄与。 注：H19年3月末

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 上記に関連して価格の安定及び牛肉の流通の合理化を図るための措置 	-	-	本法に基づき策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針において、国際化の進展に対応し得る産業構造の確立、畜産物に係る安全・安心の確保、肉用牛及び牛肉の流通の合理化に向けた取組を推進することとされている。この方針に基づき、肉用牛生産の安定が図られることから、この法律の存在意義は高い。
		不動産取得税の特例措置	国の補助を受けて農協等が取得した共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	-	-	共同利用畜舎等に対する不動産取得税の課税標準を補助額割合分軽減した。本措置により、共同利用畜舎等の整備が促進され、生産性向上が図られることから、本減税措置の存在意義は大きい。(実績は、H19年7月下旬に取りまとめ予定)